

## 令和5年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第5回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和5年9月13日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	岡田選子
2番	山口秀信	9番	井手幸子
3番	松野俊子	10番	中山恵
4番	水ノ江晴敏	11番	古賀信行
5番	亀元公一	12番	近藤進也
6番	廣瀬猛	13番	住吉浩徳
7番	名倉亮介	14番	高橋恵司

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係長 ・ 野 村 育 美

主任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和5年9月 定例会**  
**(第5回)**

第2回継続会

**本会議 会議録**

令和5年9月13日

水巻町議会

# 令和5年 第5回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

令和5年9月13日

午前10時00分開議

## 議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第5回水巻町議会定例会第2回継続会を開会いたします。

## 日程第1 一般質問について

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。松野議員。

### 3番（松野俊子）

3番、松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問を行います。

増加する未婚人口にどう対応するか。

日本も町も人口が減少し、また独身者が増え続けています。とりわけ若い世代の未婚率が上昇し、婚姻件数が過去最低を記録している状況は、先進国の中でも群を抜いています。

結婚しない人が増えれば少子化は進み、人口が減少していくのは当然です。現在、少子化対策の強化へ議論が進められていますが、内容は子育て支援がメインです。子供が増えることで将来的には税収も増え、医療や介護、年金など、社会保障制度を持続可能なものにしていきます。しかし、その前段である結婚する人が減り、晩婚化も進んでいるのが現状です。

要因はいくつか考えられます。まずは、結婚に対する社会的な「お膳立てシステム」の崩壊です。例えば、伝統的なお見合いは代表的です。お見合いまでいかなくても、職場の上司や地域の知人が相手を紹介して結婚に至るケースもあり、こうしたシステムをきっかけに結婚する人が減ったことが与える影響は無視できません。

次に、経済的な問題であり、この影響が非常に大きいと考えます。一言で言えば、若者の手取り額が減っているからです。給料は増えても、それ以上に社会保障費などの負担額が増え、奨学金の返済も重なり、手取り額が減っているのです。結婚は消費活動の一つであり、お金が必要です。若者の手取り額減少に連動して未婚率が上昇するとの相関関係は、深刻に受け止める必要があります。

近年、「結婚したくない」「結婚する必要を感じない」といった独身男女が生涯未婚を貫く「選択的非婚」が増えています。もちろん結婚しない人生の選択も尊重されるべきです。しかし、結婚したいのにできない「不本意未婚」と呼ばれる人が4～5割いる実態にも目を向けるべきです。

それでは求められる支援策は何でしょうか。

第一に経済的な充実であることは言うまでもありません。雇用形態に関係なく、全体的にまだ低い若者の給料アップは欠かせません。

もう一つ有効なのは、住宅支援です。独身者が親と同居している背景に、家賃の支払いの重

さが指摘されています。

そこでお尋ねいたします。

(1) 本町も若者の住宅支援に本腰を入れるべきではないでしょうか。国や県と連携して「結婚新生活支援事業」(結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを補助する制度)の利用を検討すべきではないでしょうか。同事業を実施する自治体が右肩上がりに増え、今年度も741市区町村(岡垣町も含む)まで拡大しており、実施当初に比べて、約6倍の伸び率となっています。さらに、所得制限も今年度から年収約670万円未満に緩和され、多くの人が利用できるような制度に近づいています。

(2) 「お膳立てシステム」の再構築のため、町役場(県と連携)に出会いや新生活をサポートする「出会い・結婚支援室(仮称)」(「結婚新生活支援事業」の申請窓口)を開設してはいかがでしょうか。

以上、増加する未婚人口にどう対応するか、町としての見解をお聞かせください。

次、2番。高齢者支援サービスについて。

人口減少が進む日本、世界で最も高齢化が進んでいます。2025年には、65歳以上の5人に1人の割合で、約700万人が認知症になると推計されています。

2023年6月14日、先の通常国会で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。この法律の目的は、認知症の人が尊厳を持って暮らせる共生社会の構築です。認知症患者が住む地域にかかわらず、適切な医療を受けられるよう国や自治体が施策を講じることを定めています。

認知症の人が希望を持って暮らせる社会に向けては、医療の進歩に加えて、認知症の人やその家族の相談体制の整備が必要であり、福祉サービスの提供体制の構築など、支え合う環境づくりも欠かすことはできません。水巻町の65歳以上の高齢者数は、令和元年度9,166人、令和4年度9,262人で、高齢化率は年々増加しています。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスと高齢者自身の社会参加が必要と考えます。高齢者の主体的な社会参加を一層進めることで、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも大いに期待されます。高齢者が社会的役割を持つことによって、生きがいや介護予防にもつながると考えます。そこでお尋ねいたします。

(1) 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。町民の皆様へこの法律の内容を周知するとともに、認知症への正しい知識及び正しい理解を普及させるための取組についてお伺いします。

(2) 今年6月に警察庁が発表した認知症の人の行方不明者数は、2022年度届出で1万8709人となり、過去最高となりました。町の支援サービスにはGPS端末機や見守りステッカー・シール等がありますが、水巻町内における行方不明者等の事例についてお伺いします。

(3) 昨年、公明党が行った高齢者支援のアンケート調査で、「一番心配な事は何ですか」との問いに、最も多かった答えが「自分や家族が認知症になったとき」というものでした。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。水巻町の今後の認知症対策への取組について伺います。

(4) 高齢者にとって、家庭ごみを「ごみステーション」まで持って行くことは大変だとの声

をお聞きしました。ごみ出し困難な世帯をサポートする施策について伺います。

(5) 高台や傾斜地等の地域での自宅前ごみ回収ができないでしょうか。ごみを戸別収集することは高齢者の見守りにもなります。また、ごみ袋の大きさについて、高齢者単身世帯や一人暮らしの世帯が増えてくると、特小サイズ(10リットル程度)のごみ袋の必要性があると考えますが、町の見解を伺います。

(6) 2020年4月より運転免許証返納支援制度がスタートして3年余りが過ぎました。70歳以上の高齢者にタクシー利用券(1万円分)を交付して外出の支援をするものですが、この制度の申請件数及び推移について伺います。

(7) 元気な高齢者が地域でのボランティア活動を通して、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の健康増進と介護予防にもつながると考えます。全国の多くの自治体で進められている、高齢者の「介護支援ボランティアポイント制度」があります。高齢者が介護施設などでボランティア活動に参加することでポイントが付与され、貯まったポイントに応じて交付金などと交換することができる制度です。支え合う元気な高齢者の力を活かせる地域づくりに向けて、「介護支援ボランティアポイント制度」の導入について町長の見解をお伺いいたします。

最後の質問になります。多胎児の妊娠・出産・育児への支援について。

多胎児の妊娠・出産・育児は、その身体的・精神的・経済的な困難さは、多大なものがあり、できうる限りの行政からの支援や見守りが必要だと思われれます。

そこで、本町の多胎児世帯の現況及び施策についてお尋ねします。

(1) 本町において、就学前までの多胎児と同居し、養育している世帯は何世帯ありますか。また、水巻町民の多胎児の出産件数は、1年間でどのくらいありますか。

(2) 多胎児は育児環境のアセスメントが重要だと言われています。町として、多胎児出産の御家庭の状況や問題点等をどのようにして把握していますか。また、小さく生まれた赤ちゃんへの保健指導など、特に多胎児の出産や育児に関する情報提供やサポートが必要だと考えますが、どのように実施されていますか。

(3) 多胎児育児支援の先進事例として、滋賀県大津市の多胎児家庭向けホームヘルパー派遣事業があります。3歳の前日まで無料で、120時間、家事・育児・健診などの外出をサポートするヘルパーを派遣する事業です。多胎児出産の場合、入院期間が長く、体力が低下した状態での育児がスタートするため、特に心身ともに負担軽減が重要になります。町としてはどのような取組をお考えですか。

以上、答弁、何とぞよろしくお願い申し上げます。

**議 長(白石雄二)**

町長。

**町 長(美浦喜明)**

初めに、増加する未婚人口にどう対応するかについて、の御質問にお答えします。

近年、生涯未婚率は年々増加しており、我が国の少子高齢化に直結する最重要課題の一つと

なっております。また、同時に初婚年齢も上昇していますが、これらの理由としては、適切な相手が見つからないことや、経済的な理由、自分自身の仕事やプライベートを重視する価値観の変化などが主な原因として報告されています。

国も急速に進む少子高齢化・人口減少への対応として様々な施策を展開する中で、未婚化・晩婚化の問題についてもこの一環として対策が進められていますが、特に出会いの場の提供や、結婚機運の醸成と結婚までの人的支援、結婚時の経済的支援に関して、「地域少子化対策重点推進交付金」として複数の事業メニューが準備されております。この交付金は、自治体間連携を伴って事業に取り組むことが推奨されていることから、福岡県でも県が主導して複数の事業を展開しており、本町も一部の事業で県と連携した取組を行っているところです。

そこで1点目の、「結婚新生活支援事業」の利活用を検討すべきではないでしょうか、とのお尋ねですが、国では未婚人口の増加への対策として、平成27年度補正予算で「結婚新生活支援事業費補助金」を創設し、新たに結婚生活をスタートする世帯への支援を行うこととしました。本事業は補助内容や対象世帯の所得制限額、補助上限額などの枠組みを年々拡大し、今年度も引き続き事業が実施されております。

本町でも本事業について、令和3年度に一度、事業実施の検討を行いました。その際は、本事業実施後の婚姻数の増加に関する効果検証が国から明確に示されていなかったため、事業目的として未婚人口の減少対策には重きを置かず、本事業の補助内容が定住促進に寄与できる可能性に着目して、事業展開について協議しました。しかし、定住促進を目的とした場合は事業の費用対効果が低くなる可能性や、本事業の補助内容と本町の定住促進の補助内容が部分的に重複することから、一部の対象者に不公平感が発生する可能性などが危惧されたため、定住促進施策としての本事業の活用については見送ることとしました。

今後は、本来の未婚人口減少への取組として、改めて事業効果を慎重に見極め、実施について検討する必要があると考えておりますが、現状における本町の事務機構では、結婚支援に関する事務担当部署が定められていない状況です。

少子化対策や未婚化・晩婚化の問題は社会経済全体に多大な影響を及ぼす深刻な問題であり、多様な側面から実施方策を検討する必要があるため、現在の社会情勢を考慮し、次回の機構改革の際に少子化対策や結婚支援を担当する部署を明確にした上で、併せて本事業の実施についても検討を進めてまいります。

次に2点目の、「出会い・結婚支援室」を開設してはいかがでしょうか、とのお尋ねですが、冒頭でも申しましたとおり、未婚化・晩婚化は全国的な問題であり、中でも人と人の出会いに関しては、その人の長い人生に影響を及ぼすものであるため、広い枠組みで支援していくことが重要であると考えております。

また、出会いのサポートに関して、本町の人口規模の自治体が単独で実施した場合、十分な事業効果が得られない可能性が高いことから、「出会い・結婚支援室」の開設については、連携中枢都市圏や県などと連携し、広域的な取組への参加を念頭に置いた検討を進めた上で、適切な支援機関にスムーズに案内できる体制を構築することで対応していきたいと考えております。

次に、高齢者支援サービスについて、の御質問にお答えします。

まず1点目の、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の周知と、認知症への正し

い知識及び正しい理解を普及させるための取組について、のお尋ねですが、本町においては、令和5年4月1日現在で要介護認定を受けている方1,864人のうち、医師の意見書により、日常生活に何らかの支障があると判断される日常生活自立度がⅡa以上と診断されている方が943人で、要介護認定者の50%を超える状況となっています。

そのため、認知症高齢者やその家族が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかや、認知症の進行に合わせた適切なサービスを紹介するなど、認知症高齢者とその家族にとって有益な情報を掲載したガイドブックである認知症ケアパスを作成しています。この認知症ケアパスを窓口相談時や出前講座等で配布し、認知症への正しい知識や正しい理解についての普及啓発に取り組んでいます。

そのほかの取組としましては、リハビリテーション専門職等を活用した、地域での出前講座の実施や、認知症に関する正しい知識を持ち、地域等で認知症高齢者やその家族をできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成講座を開催しています。

また、今年6月に公布された認知症基本法による取組等につきましても、認知症ケアパスに掲載し、普及啓発を行ってまいります。

次に2点目の、認知症の人の水巻町内における行方不明者等の事例について、のお尋ねですが、認知症高齢者が徘徊で行方不明となった事例についてですが、町で把握している件数は令和3年度以降では2件です。

1件目は、徘徊で行方不明となり、家族の同意のもと、防災メールまもるくんによる徘徊・行方不明者情報を配信した事例です。

2件目は、道路に長時間座っている高齢者がいるという通報を受けて警察が保護したケースで、本人が名前、住所等を答えることができず、身元が判明するまで保護された場所である本町に、一時保護を求められた事例となります。なお、2件とも最終的には無事に家族等のもとに戻られています。

次に3点目の、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しましたが、水巻町の今後の認知症対策への取組について、のお尋ねですが、認知症基本法において、国は市町村に対し、努力義務として「市町村認知症施策推進計画」を策定することとしています。現在、本町では、福祉施策について令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とした「水巻町福祉総合計画」を策定しています。そのため、国が求める認知症施策推進計画につきましても、福祉総合計画に内包する形で計画策定を進めてまいります。

また、令和5年度から認知症施策の新たな取組として、認知症高齢者を支えている家族等が、互いに日々の悩みや想いを気軽に話したり、介護や医療の情報交換をできる場として、家族のための交流会「おれんじファミリー水巻」を開催する予定です。

次に4点目の、ごみ出し困難な世帯をサポートする施策について、のお尋ねですが、本町においては、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活の小さな困りごとを地域で支える仕組みづくりとして、令和2年度からDCOM事業を実施しています。DCOM事業は自治会を主体として活動内容や利用対象者等を設定し、有償または無償でボランティア活動をする仕組みとなっています。

このDCOM事業は、令和5年4月現在で4地区が実施しており、そのうち3地区がごみ出



しの支援を行っております。なお、DCOM事業の未実施地区に向けては、区長会や民生委員・児童委員協議会等で毎年実施に向けた依頼を行っており、今後も継続して未実施地区への働きかけを行ってまいります。

また、介護保険の要介護認定を受けている人に対しては、介護支援専門員のアセスメントの結果で、訪問介護によるごみ出し支援を行っている場合もございます。

次に、5点目の、高台や傾斜地等の地域での自宅前ごみ回収と、特小サイズのごみ袋の必要性について、のお尋ねですが、本町の家庭ごみの収集は、遠賀・中間地域広域行政事務組合で収集業者との委託契約を行っており、家庭ごみの収集運搬契約は、ステーション方式をもとに委託料が算定されています。

これまでも、高齢者のごみ出し支援や特小サイズのごみ袋導入につきましては、組合を構成する1市4町で検討を行ってまいりましたが、福祉サービスや戸別収集に関する構成市町の既存の施策や方針の違い、また、ごみ袋導入については製作コストの観点から、事業実施には至らなかった経緯がございます。

自宅前で家庭ごみの収集をすることにより、高齢者の生活支援の充実は図れると考えておりますが、戸別収集により、収集を行うための車輛や人員の増員、また、収集時間が長くなることなど収集体制への影響、収集運搬委託料の増額などが予想されます。

そのため、今後も、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び構成市町での協議を継続してまいります。

次に6点目の、運転免許証返納支援制度の申請件数及び推移について、のお尋ねですが、本町では、70歳以上の方で自主的に運転免許証を返納した方や失効した方に、1万円分のタクシーチケットを配付しております。これまでの申請件数ですが、令和2年度は70歳代が148件、80歳代が114件、90歳以上が8件、合計で270件となっております。令和3年度は70歳代が54件、80歳代が45件、90歳代が3件の合計で102件となっております。令和4年度は70歳代が75件、80歳代が47件の合計122件という推移となっております。

また、全体のチケット使用率については、令和4年度末現在で54.2%となっております。

最後に7点目の、介護支援ボランティアポイント制度について、のお尋ねですが、介護支援ボランティアポイント制度とは、高齢者のボランティア参加を促し、社会参加や介護予防を目的とし、特別養護老人ホーム等の高齢者施設等でボランティア活動をすると、ポイントが付与され、貯まったポイントを特産品などの景品や商品券などと交換する仕組みとなっております。また、ボランティアの種類も様々で、得意なことや趣味を活かした活動もあれば、施設の業務のお手伝いや入所者の話を聞く活動など、多岐にわたります。

本町においては、これまで介護支援ボランティアポイント制度について検討を行っておりませんので、まずは導入市町村の実態把握等から調査を行ってまいります。

最後に、多胎児の妊娠、出産、育児への支援について、の御質問にお答えします。

多胎児は単胎児に比べて低出生体重児の割合が多く、低出生体重児特有の支援が必要となる場合がありますが、同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立など、多胎児ならではの困難さに直面する保護者も少なくないと言われております。

多胎児は妊娠届出時から把握でき、出産や育児に伴う困難を予想した支援を行うことが可能なため、本町においても、地域の医療機関や育児支援の関係機関等とも連携しながら、妊娠中から切れ目のない支援を行っていく必要があると考えています。

そこで1点目の、就学前までの多胎児と同居し、養育している世帯は何世帯ありますか。また、多胎児の出産件数は、1年間でどのくらいありますか、とのお尋ねですが、8月末現在の本町における就学前の多胎児のいる世帯数は12世帯となっております。なお、多胎児は全て双子で、三つ子以上がいる世帯はありません。

また、最近の多胎児の年間の出産件数ですが、令和元年度は出生数が215人、そのうち多胎児が4人で出生数全体の1.9%、令和2年度は出生数が211人で多胎児が0人、令和3年度は出生数が193人、そのうち多胎児が6人で出生数全体の3.1%、令和4年度は出生数が182人、そのうち多胎児が2人で出生数全体の1.1%となっております。

次に2点目の前段、多胎児は育児環境のアセスメントが重要だが、町として多胎児出産の御家庭の状況や問題点等をどのように把握していますか、とのお尋ねですが、多胎児出産の家庭の状況や問題点の把握につきましては、妊娠届出時に、医療機関が発行する妊娠届出証により多胎妊娠を確認した後、母子健康手帳交付の説明の際に、妊婦の不安や心配なことなどを丁寧に聞きとります。

特に、出産後の家事や育児の支援者の有無、里帰りの有無、パートナーの育児休暇の取得の有無などを聞き、出産後にどのようなサービスがどれくらい必要になるか一緒に考え、公的サービスである産後ケア事業や産後ヘルパー派遣事業の紹介、各種制度の手続方法などの説明を行い、妊娠中から出産後の育児の見通しが立てやすいように支援しています。多胎児妊娠の場合は、妊婦自身も戸惑っていることが多いため、妊婦の不安な気持ちや心配なことなどが表出しやすいような声かけをすることにも努めています。

また2点目の後段、小さく生まれた赤ちゃんへの保健指導など、特に多胎児の出産や育児に関する情報提供やサポートが必要だと考えますが、どのように実施されていますか、とのお尋ねですが、多胎児の出産や育児に関する情報提供やサポートの実施につきましては、妊娠届出時に行っている公的サービスの説明や制度の説明だけではなく、「ふたごの子育て、多胎の赤ちゃんとその家族のために」という小冊子をお渡し、妊娠から出産育児までのイメージを、できるだけ早く持ってもらうようにしています。

サポートとしては、地区担当の保健師が、妊娠期から育児期まで、一貫して寄り添いながら支援を行っており、妊娠期には訪問等で妊娠の経過や体調を確認したり、話を聞いたりすることで不安の軽減に努めています。

出産後は、出生の確認ができた時点で、早めに保健師が母親に連絡を取り、母子の状況や支援の必要性などを把握して、必要に応じて、関係課につないでいます。

また、出産後の全家庭に行っている「乳児家庭全戸訪問」でも、多胎児を出産された家庭には、その状況に応じて、速やかに訪問を行っています。訪問では、まず母親をねぎらい、子供の成長発達や家庭内の育児環境などを確認します。育児をする上で、困っていることや心配なことなどをゆっくり聞き出しながら、助言や情報提供をすることで、不安の軽減に努めています。

その後の継続支援としましては、随時、子供の成長過程や母親の心身の状況、育児状況などに応じて、児童少年相談センターや関係機関等と連携しながら、安心して育児ができるよう継続してサポートを行っています。

最後に3点目の、多胎児出産の場合、入院期間が長く体力が低下した状態での育児がスタートするため、特に心身ともに負担軽減が重要になります。町としてはどのような取組をお考えですか、とのお尋ねですが、多胎児出産に対する具体的な支援策といたしまして、妊娠中から双子、三つ子との生活についてイメージを持てるような情報提供、出産前後から始まる日常生活の負担を軽減するための家事支援、外出ができるようになったら健診等をはじめとした様々な場に出かけていくための外出支援、おむつやミルク等の経済的負担に対する支援、そして何より多胎ならではの悩みを抱える親同士の交流の場の提供が考えられます。

本町における多胎児出産に対する支援策といたしましては、産前・産後における保健師等の専門職による相談支援のほか、子育て支援センター等における情報提供、出産後の家事支援を行うための産後ヘルパー派遣事業や養育支援訪問事業等を実施しております。

なお、産後ヘルパー派遣事業では、出産後に利用できる期間及び利用時間の上限を緩和するなど、多胎児出産に配慮して事業を実施しておりますが、国の多胎妊産婦への支援拡充の方針を受けまして、今後は本町におきましても、多胎児の場合は利用料を減額するなど、制度の見直しを検討したいと考えております。

また、産後の母子の心と体をサポートする産後ケア事業におきまして、出産後1年までの母子及びその家族に対して、母親の心身の休息、授乳相談や乳房ケア、育児に関する相談などの育児サポートを行っています。

産後ケア事業は、1人の母親につき、7回を限度としてサービスが利用でき、利用できる施設は、北九州市、中間市、宗像市、遠賀郡内の助産院・産婦人科12か所で、サービスの種類は、宿泊型、通所型、短時間の通所型、居宅訪問型となっています。サービス利用の自己負担額は、サービスの種類や所得区分に応じて変わりますが、多胎児分につきましては町で負担し、自己負担の追加は行っていません。

なお、令和5年度からは、短時間の通所型や居宅訪問型のサービスを拡充したほか、北九州市の産婦人科でも利用ができるようになりました。今後も必要な人が利用できるように産後ケア事業の充実を図っていきたいと考えております。

このように、本町においても多胎児出産に対する支援策に取り組んでおりますが、年間平均2件程度と多胎児の出生数が少ない本町の場合、多胎のみに配慮した制度・サービスの新規事業化は難しいため、今後支援を拡充するためには、都道府県事業等として広域で取組を行うことが有効だと考えます。

さらに、国におきましても、令和2年度より多胎ピアサポート事業や多胎妊産婦等サポーター等事業など、多胎妊産婦への支援に取り組む市町村に対して、補助金を交付する事業を始めておりますが、支援対象である多胎妊産婦が少人数である場合などは、市町村に代わって、都道府県が実施主体となることができるとされていますので、今後、県が新たに多胎妊産婦への支援事業に取り組むのではないかと期待しているところです。

また、多胎出生数が少ない自治体の中にも、多胎児家庭を対象とした情報交換の場を設ける

など、予算規模は小さくても、何らかの形で事業として取組を始めている自治体もありますので、先行事例を参考に、実施可能な事業について検討するとともに、県が新たに事業等を始めた場合に、速やかに本町においても取り組めるよう、情報収集に努めてまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。はい、水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

4 番、水ノ江です。

私は高齢者支援サービスについて、認知症の正しい知識及び正しい理解の普及についての再質問をいたします。

認知症サポーター養成講座を、これからの時代を担う子供たちにも学んでほしいと考えておりますけれども、現在ですね、どのような方を対象に実施されているのか、お伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

はい、洞ノ上課長。

**福祉課長（洞ノ上浩司）**

再質問にお答えをいたします。

本町においては、主に小学4年生とですね、住民に対する公募型の認知症のサポーター養成講座を開催しております。

令和4年度につきましては、小学校4年生に対して2校実施して、令和5年については4校実施予定となっております。

また住民向けの公募型につきましては、平成30年度から実施しておりまして、3回をワンクールとして、認知症の基礎知識とか予防方法、また、関わり方のコツなどについての内容で、養成講座を開催しております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

対象としては小学4年生ということで答弁いただきましたけども、中学生には認知症サポーター養成講座を行っていないのでしょうか。

議長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

再質問にお答えいたします。

平成 29 年当時、小・中学校に対して、養成講座実施についての案内を行ったんですけども、中学校につきましては、授業のカリキュラム上、なかなか実施できないというふうな現状で、今年度につきましても、小学校 4 年生を対象にした実施のみとなっております。

まずはですね、今年度も小学校全校ではありませんので、まずは小学校全校で実施できるように、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

ぜひ、中学校生徒にもですね、やっぱりこの講座を受けさせるような状況をつくっていただきたいというふうに思っております。

これまで認知症サポーター養成講座を数年前から行っているということでもありますけれども、この中で、受講された人数が分かれば教えていただきたいということと、受講者の方がどのようなところで実際に活躍されているのかをお伺いいたします。

議長（白石雄二）

はい、課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

質問にお答えいたします。

認知症のサポーターの養成講座を受講した方につきましては、全国キャラバンメイト連絡協議会のほうに、養成講座を受講した人数を報告するようになっております。

令和 5 年 6 月末現在で、本町におきましては、延べ 1,347 人が登録となっております。

また、平成 30 年度から実施しています、公募型の住民向けの養成講座につきましては、これまでのところ、55 名が受講したという結果となっております状況でございます。

また、サポーターの方の活躍の場につきましては、主に地域で見守りとか声かけをしていただくことから活動をお願いしているところでございます。

また、本町では今年度から、そういった新たな取組として、「水巻町チームオレンジ」というものを結成いたしまして、活動を行っているところなんですけども、このチームオレンジというものはですね、国の認知症施策推進大綱において、令和 7 年度までに、全市町村で結成をしないといけないということになっております。

そのチームオレンジを、水巻町は今年度から結成いたしまして、現在活動を行っております。

チームオレンジとしましては、イベントや勉強会の開催とかですね、あと、認知症カフェでの交流とか、あとは、日頃の見守り活動の声かけを行っておると同時に、小学校4年生向けの認知症の養成講座において、そのチームオレンジの方にも参加していただいて、寸劇などを交えた養成講座を、今年度から小学校のほうで行っているという状況でございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

質問の中にありました、行方不明者の対応についてちょっとお伺いいたします。

防災メールまもるくんであったりですね、徘徊高齢者SOSネットワークシステムなどが本町にはありますけれども、登録状況についてお伺いいたします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**福祉課長（洞ノ上浩司）**

御質問にお答えをいたします。

防災メールまもるくんの登録者が、現在のところ28名。それから、高齢者SOSネットワークシステムの登録が27名ですね。

それと、令和3年度から開始した、上着にアイロンで貼るステッカーですね。見守りステッカーとか、あと、靴に貼りつける見守り蛍光シールの交付につきましては、現在のところ21名の方に交付を行っているような状況でございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

答弁の中にですね、認知症家族のための交流会、オレンジファミリー水巻っていうのを開催する予定というふうにあります。これは、どれぐらいのペースで行われるのか。

そして、このオレンジファミリー水巻を周知する方法についてもお伺いいたします。

**議 長（白石雄二）**

洞ノ上課長。

#### 福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

オレンジファミリー水巻の周知につきましては、今年度からの事業になりますので、8月25日号の広報で掲載をさせていただいて、周知をさせていただいております。

それ以外には、チラシを作成して窓口で配布したりですね、あとは、ケアマネジャーに配付して、認知症の方の御家族等に配付をお願いしているところがございます。

また、包括支援係が担当している対象者につきましては、直接御家族の方に町のほうからチラシをお渡しして、こういう事業がありますということで、御案内をさせていただいているところがございます。

今年度につきましては、9月と3月の2回開催する予定となっております。

以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

それではですね、次にごみ袋の件で再質問いたします。

県内近隣自治体における、可燃ごみのごみ袋のサイズについてお伺いをいたします。

#### 議 長（白石雄二）

大黒課長。

#### 産業環境課長（大黒秀一）

県内近隣自治体の可燃ごみのごみ袋のサイズについての御質問でございますが、まず、宗像市と福津市におきましては、本町を含みます遠賀・中間の1市4町と同じように、大・中・小の3種類のごみ袋を使っておられます。

それと、御質問にございました特小サイズ、これを大・中・小サイズに加えて、4種類のごみ袋で回収をしている自治体は、近隣では北九州市と直方市でございます。

逆にですね、大・中・小サイズから中サイズを除いた大小の2種類のごみ袋で収集している自治体は、宮若市、鞍手町、小竹町、桂川町という状況でございます。

今挙げました自治体の、各ごみ袋の容量なんですが、大サイズにつきましては全自治体とも45リットルサイズということで、同様でございますが、中サイズにつきましては30リットルから35リットル、また、小サイズにつきましては15リットルから25リットルというふうにですね、自治体によって大きさが異なっております。

ちなみに、遠賀・中間1市4町が使っております中サイズにつきましては32リットル、それから小サイズは18リットルのサイズとなっております。

それと、北九州市と直方市が採用してしております特小サイズでございますが、これはどちらも10リットルのサイズということで、遠賀・中間1市4町が採用してしております小サイズよりも、8

リットル分容量が少ないような、小さなものとなっております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

続きまして、運転免許証返納支援制度について、再質問でございます。

申請件数及び利用状況については、答弁で分かりましたけれども、現在ですね、支援に関しては、タクシーチケット配付というふうになっております。

先日、私も同行いたしまして、運転免許証を返納した方からの声でございますけれども、最近の物価高騰の影響でですね、商品券だとうれしいという声がありました。

この点についてですね、やっぱり運転免許証返納者の選択肢が広がればというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**福祉課長（洞ノ上浩司）**

御質問にお答えいたします。

タクシーチケットだけではなく、商品券等の選択肢を増やしてはどうかというお尋ねだと思いますけれども、この事業の目的がですね、運転免許証を返納した後に、交通手段が不安になるために、返納をちゅうちょする方の返納を促進するための事業となっております。

そのため、本町におきましては、県が実施しています、この補助事業を活用して、この事業を実施してるんですけども、県の補助事業の対象にですね、商品券っていうのは含まれておりませんので、現段階では、新たなですね、商品券を配るといような支援策については、現段階では追加する予定はございません。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

私もちょっとネットで調べましたけど、県内においてはですね、上毛町が商品券を利用しているということですので、ぜひ水巻町も少し考えていただいて、やっぱり幅を広げていただければというふうに思っております。

最後の質問ということになります。

本町の運転免許証返納支援制度が、年齢が70歳以上というふうになっております。近隣自治



体を調べてみますと、65歳以上が対象ということになっておりまして、また、対象年齢には達してはいないんですけれども、若年性認知症の診断を受けた方にも、この支援制度を拡大できないのかということで、御質問いたします。

**議 長（白石雄二）**

はい、洞ノ上課長。

**福祉課長（洞ノ上浩司）**

御質問にお答えいたします。

この運転免許証返納支援制度におきましては、先ほども答弁させていただきましたけども、県の補助事業を活用して実施しております。県の補助事業の交付要綱では、70歳以上の免許証を自主返納した方が補助対象という形になっております。

確かに、先ほど議員が言われましたように、年齢を65歳に下げたりとかですね、若年性認知症の方を対象に入れたりということで、各市町村でですね、補助にのらない町単独分の枠を設けた中で実施しているということはですね、町としても認識はしております。

本町におきましても、補助に合わせて、対象年齢を70歳以上にはしておりますけども、対象者においては、自主返納のみではなくてですね、70歳以上で免許証の有効期間が切れた方も、本町においては対象とさせていただいております。

ですので、これを70歳から65歳に年齢を下げたりとか、対象を広げるということになればですね、町単費の部分が拡大することになりますので、現段階ではですね、現状の対象の枠を広げるという考えはございません。

ただ、将来的に、今後、そういった実情に合わせた年齢区分とか、そういった部分についてはですね、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

本町の高齢者支援サービスの中から、私も幾つかの支援についてお伺いをいたしました。

65歳以上の5人に1人の割合で認知症になるというふうに推計されております。水巻町でも、計算してみるとですね、令和4年度が9,262人ですので、1,852人というふうになります。

答弁の中にありましてとおり、水巻町で要介護認定を受けている人のうちにですね、日常生活に何らかの支障があると判断される、日常生活自立度がⅡa以上と診断されている方が、943名おられるというふうにあります。

6月に認知症基本法が交付され、認知症の人が地域で暮らし続けるには、行政の支援だけでなく、町民の皆様の理解や協力が必要でございます。

これからも、認知症サポーターをより一層拡大することも重要だと考えております。

また、介護支援ボランティアポイント制度についてもですね、お元気な高齢者の力をお借りして、町の活性化につながる制度と考えます。

十分な調査を行い、施策を前に進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

**議 長（白石雄二）**

亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

5 番、亀元です。

私のほうから、増加する未婚人口にどう対応するかについて再質問いたします。

本町の婚姻数は、他の市町村と比較してどのような状況であるか、分かりましたら教えてくださいたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

はい、桂課長補佐。

**企画課課長補佐（桂 和成）**

ただいまの再質問にお答えします。

本町の婚姻数の状況ですが、人口に対する結婚数を表す婚姻率という数値がありますので、そちらのほうで比較した場合ですが、令和3年度のデータで、全国が0.41%、福岡県が0.43%になっているのに対して、本町が0.44%となっております。

この数値は、遠賀・中間1市4町の中で最も高い状態で、過去5年の推移を見てもおおむね同様なことがうかがえます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

これまでにですね、結婚の支援に関して、町が実際に取組などを行ったと思いますが、どういったことがあったか教えていただきたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

桂課長補佐。

**企画課課長補佐（桂 和成）**

御質問にお答えします。

令和3年度と4年度に、県と遠賀4町が連携して、広域的な出会いのイベントを開催しております。これは、出会いを求める若者たちが、観光バスで郡内の観光地とか、あるいはショッピングスポットなどを周遊するイベントなんですけども、こちらの参加者は、女性が福岡県内の在住者、男性のほうが、郡内の在住者というふうな形で開催しております。

本町ではですね、町内の企業とかにお声かけをしまして、そちらの社員の皆様に御参加いただいております。

同様のイベントを、今年度も秋頃、県のほうが開設するというので聞いておりますので、今年も協力して、連携してやっていくような予定としております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

こういった取組がですね、継続的に、また、戦略的になされれば、さらに婚姻率が上がり、新しい人たちを迎え入れることができると思います。

ただ、専門の担当部署がありません。ないのに、企画面や運用面はどこがこれまで担当していたのかということと、このイベントの反響はどうだったかお聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

課長補佐。

**企画課課長補佐（桂 和成）**

御質問にお答えします。

まず、本町の事務分掌条例の施行規則になりますけども、こちらではですね、企画課が少子化対策の企画立案をするということになっております。

現段階では、少子化の事業というのが、県が主体になっている事業に対して、町がそこに連携して取り組んでいるという状況でありますので、先ほどの御質問で回答しました、県との協働事業は、今のところは企画課のほうで対応しているという状況です。

ただ、今回御質問にありましたように、結婚新生活の支援事業だとか、あるいはその他の少子化対策に関する事業ですね。そういったものを町のほうが主体的に、今後行っていくというふうになった場合は、実際にその事業を行う実施事業の担当課というものは、今後検討しないといけなくなるというふうに思っていますので、そういった専門に事務を行う担当部署の検討が、今後必要であるというふうに考えております。

先ほどの回答で申し上げました出会いイベントの企画だとか、運営の件ですけども、こちらのほうは県が全て実施しております。

町のほうは、イベントの周知だとか、先ほどの参加者の取りまとめ、あるいはバスツアーで周遊する観光地だとかショッピングスポットの紹介、あとは、参加者に対して最後にお土産を

お渡しするんですけども、そちらのお土産を提供したりとか、そういった形で協力しております。

最後にイベントの反響についてですけども、実際に町内の企業の方で、社員の方に参加していただいたところでですね、事後の御挨拶に伺ったときですけども、参加された方がめでたくカップルになったということで、とても喜んでいたということで、そういったお話をいただきました。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

結婚新生活支援事業の実施についてですが、冒頭の答弁で、定住促進の観点から、一度検討し、実施を見送ったと答弁されましたが、この事業効果については検証されたでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、古川課長。

**住宅政策課長（古川弘之）**

亀元議員の再質問にお答えいたします。

定住促進の観点から検討するに当たりまして、ほかの実施市町村の事例等も、情報を調べながらですね、検討させていただきました。

またですね、その際、事業効果についても調査をさせていただきましたが、この費用に対する、ほかの実施市町村の数値等がですね、まだ国や県から何ら示されていません。そのため、検証はできていない状況になっています。

しかしですね、先ほど中間市と遠賀4町の婚姻率についても、少し触れさせていただきましたけども、その中で、遠賀町や岡垣町の婚姻件数の推移を見た限りではですね、まだ効果のほうは目に見えていないような状況になっております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

結婚新生活支援事業のメニューの中にですね、賃貸住宅の家賃や敷金等の補助がありますが、新婚世帯は結婚後、まずは賃貸住宅を選ぶ傾向があると思います。

新婚世帯に対して家賃補助を行うことにより、水巻町に住んでもらい、それを定住につなげれば良いと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、古川課長。

**住宅政策課長（古川弘之）**

亀元議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度にですね、定住促進の観点から、先ほど申しましたように、結婚新生活支援事業を検討させていただきましたが、過去にですね、結婚された世帯の動きも調査をさせていただきました。

御指摘のように、新婚世帯はですね、結婚後、まずは賃貸住宅を居住の場として選ぶ傾向が強いようでございます。

賃貸住宅は御承知のとおり、居住実態・状態が流動的であるため、その後のことなんですけれども、町外に転出されるなど、様々な動きをされているということが分かっております。

そのためですね、長期にわたって固定資産税などの負担が見込まれる、町内の定住者と等しく支援を行うことは、先ほどの答弁にありましたけれども、公平性を損なうおそれが生じます。

またですね、本町におきまして、近年多くの賃貸住宅が建設されておりますけれども、建設された賃貸住宅の入居率は、調査の結果、非常に高いものとなっております、この事業による移住者数の増加が、費用をかける割に、さほど見込めないと考えております。

さらに、この事業につきましても、財源は国からの交付金以外では、既に町内に居住されておられます方の税金を充てることになることから、町民の皆様に御理解をいただける費用対効果を創出できるかどうか重要になってくると考えています。

そのようなことから、令和3年度、定住施策としての実施を見送った次第でございます。

今後につきましては、冒頭の町長の答弁でもありましたように、この事業本来の目的が、少子化対策であることを踏まえた上でですね、改めて事業効果を慎重に見極めながら、全庁的に検討する必要があると思います。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

国はですね、少子化対策の一環とはいえ、若者の結婚支援事業に3分の2の経済支援を行っています。この事業に参加する地域では、「本事業が結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立った」、また、「結婚が地域に応援されていると感じる」という人が9割を占めています。

これらのことから、本事業には、結婚を希望する若者を後押しする効果があると考えます。

水巻町としても、今後、若者への新婚生活を経済的支援で応援するメッセージを発信してほしいと考えます。

今回の機構改革を待たず、総合案内同様、来年度から、少子化対策・結婚支援を担当する部

署を開設し、本事業の実施についても検討を進めてほしいと考えます。

町長なら少子化対策の緊急性は理解いただけるとは思います、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

御意見は御意見としてお聞きしたいと思えますけど、やはりですね、町全体としての方針でやっていきたいと。

そういう中で、各いろいろな一般質問も含めて、今、見直しもやっておりますし、機構も含めてですね。この間は、6月は、総合案内とかああいうのはある程度できますけど、こういう、今、課長が答弁したように、国・県、それから私たち水巻町の、地域の環境も含めてですね、慎重に進めてまいりたいと思えますので、短絡的に「課をつくって推進すればいい」というものではないというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

是非、今後ですね、若者に対するメッセージの発信をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

以上で終わります。

**議 長（白石雄二）**

はい、松野議員。

**3 番（松野俊子）**

3番、松野です。多胎児の妊娠・出産・育児への支援について、再質問をさせていただきます。

多胎児出産の御家庭についての、環境、育児アセスメント等々、聞き取りについてですね、担当課の子育て世代包括支援センターや、かんがる一むの方々の丁寧な聞き取りと寄り添いの様子が、冒頭の答弁のほうでいただいて、よく分かってまいりました。

その上でですね、再質問していきたいのですが、やはり多胎児出産のケースは、母子ともに、出産後も、医療機関と、どうしても、支援といいますか、病院にまたかかったりとか、母子ともにですね。そういったことが多々あると思えます。

それで、町の公的サービスのほかにですね、こういった産科とか婦人科、またそういった医療機関からの支援というのはどのようになっているか、お答え願います。

議長（白石雄二）

植田課長。

健康課長（植田英次郎）

再質問についてお答えいたします。

公的以外の民間等のサービスについてですけれども、医師の診断書があれば訪問看護も利用できます。医療的なケアが必要なお子さんの場合はもちろんですが、母親の精神状態等について、育児に不安があるケースなど、医師の指示により訪問看護を利用することができるようになっております。

乳幼児医療証が利用できる場合につきましては、自己負担は発生しません。

赤ちゃんとも母親の育児の生活のリズムが整うまでは、訪問看護を利用する多胎児家庭も、実際にあるところでございます。

具体的には、医療ケアなどを必要とする赤ちゃんのケアや、発育の確認、母親の体調管理や、赤ちゃんの沐浴等を行っているということでございます。

以上です。

議長（白石雄二）

はい、松野議員。

3番（松野俊子）

医療機関からのですね、そういった、訪問しての、母子に対する支援というのは、無料と言ったらあれですけど、全額負担がないということで、非常に助かっているのではないかと思いますので、母子健康手帳とかの交付をする際に、そういったこともお伝えしてあるのではないかと思います。

その次の再質問なんですが、以前は、多胎児のお兄ちゃんお姉ちゃんですね。兄弟姉妹が保育所に通っている場合、お母さんが出産されることによって、保育所を退所しなければならないというような事態も生じていた時期もあったように思いますが、現在ではどのようになっているかお答えください。

また、お兄ちゃんお姉ちゃんが、御兄弟が入所していない場合、出産した際の預かり保育なども、その際にはできるのかどうか、可能なのかどうかも、お答え願います。

議長（白石雄二）

はい、吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

出産前に、もう既に保育所に入所している児童につきましては、議員言われるように、以前は保護者の育児休業取得に伴いまして、一時退所していただいておりますが、令和4年度に

その制度は廃止しておりますので、現在は、引き続き保育所の利用は可能となっております。

あと、保育所に入所していない児童の場合なんですが、保護者が育児休業中であればですね、ちょっと保育の認定はその期間することは原則難しいということで、保育所の入所は難しいんですが、代わりにですね、第二保育所と吉田保育園のほうで実施しております一時保育のほうを利用していただくことはできます。

一時保育については、利用日数、週3日までという上限がございますが、施設が2つございますので、うまく利用すればですね、通常どおり保育所に入所しているのと同様に、預けることはできると思いますので、まずはですね、窓口のほうに御相談いただければというふうに考えております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、松野議員。

**3 番（松野俊子）**

保育所等の状況が、数年前と変わって随分よくなっているような感じがいたしますので、ありがたいなと思っているところでございます。

その次なんですが、多胎児を持たれている御家庭っていうのは、やはりお子さんをどのように子育てしたらよいかとか、通常の御家庭よりも不安とかいろんなものが多いと思います。そういった多胎児家庭の交流会とか、サークルとか、そういった情報交換ができる場っていうのが、町として、身近な町内でそういった先輩の育児の情報とかですね、聞ける場とかいうのを設けるお考えはありませんでしょうか。お答えください。

**議 長（白石雄二）**

はい、植田課長。

**健康課長（植田英次郎）**

多胎児サークルについては、以前ですね、県の宗像・遠賀保健福祉環境事務所のほうが行っていました。現在は行っておりません。

町独自のサークルを立ち上げることについては、近年働く母親の増加により、日程を決めて活動することが難しくなっているところです。そのために、必要な人に必要な時期に情報提供ができればということで、多胎児を妊娠中のママが、多胎児の妊娠子育てを経験している先輩ママに話を聞いてみたいという希望があれば、保健師を介しまして、先輩ママの了承を得て、紹介をしたりしています。

これは、人口が3万人ぐらいの、出生数が約200人の町だからできる、町の強みだと思っています。

数年前にですね、多胎児を育児しているお母さんから、何組かで集まって話をしたいという要望があったためですね、そのときは、多胎児の育児中のママや、妊娠中のママに声をかけ、



いきいきほ一で座談会を開いたことがあります。

今後も要望がありましたら、単発の開催にはなろうかと思えますけど、多胎児のお母さんたちに、できる限りそういった話ができる場を提供したいと思っています。

以上です。

## 議長（白石雄二）

はい、松野議員。

## 3番（松野俊子）

そのような細やかな支援も大切だと思います。先輩のママさんたちもですね、そういった経験を、後輩の多胎児世帯のママたちにお伝えしたいというようなことを耳にしたこともあります。

また、本町にはかんがる一むというですね、とってもすてきなお部屋が健康課の奥にございますので、そういった場を活用して、ぜひとも、小さいながらもですね、継続していただけたらと思います。

そして、最後のほうになるんですが、多胎児支援策として、家事支援や外出支援といった、産後ヘルパー派遣事業の見直しや拡充を検討されているということが、冒頭の答弁でございました。現在も、多胎児に限らず、産後ヘルパー事業というのが本町にはございます。

ところが、どうしてもですね、課税世帯の一般的な家庭では、ヘルパーをお願いすると、1時間1,000円というですね、非常に高額な金額で、どうもあまり利用されていないというような現状があるようです。

この辺の、一般的な出産の場合の検討はちょっと今回は横に置いておいてですね、やはり多胎児という、特別な出産をされている御家庭にとっては、病院への外出にしても、2人3人というケースがあって、その中の1人のお子さんが熱を出した場合に、どうやって病院に行くのかとかですね、見てくれるヘルパーさんがいてくれたらとか、同時にお風呂とか、ミルクとか、また家事ですね、そういったものも、同時発生的に大変になると思います。

そういった家事のヘルパー、また、外出ヘルパーをですね、拡充されるというふうに、冒頭で答えがあります。これはもうぜひともですね、他市町村の先進的な事例をですね、ちょっと冒頭の質問でさせていただきました。

これはもうずっと、5年10年と続くわけじゃないので、一つの御家庭が、そういったヘルパーが必要な時期というのは、何年か子供が小さいときに限られていると思いますので、そういったときに負担がないような、思い切った支援をですね、ぜひともですね、この多胎児の御家庭にされるように、本当に要望いたしまして、また母子健康手帳を妊産婦さんに交付される際に、本町にはこういったすばらしい支援があるんですということを、窓口の方がですね、保健師さんたちがお母様方に言えるようにですね、期待いたしたいところでございます。

ぜひとも、よろしく願いいたしたいと思います。

では、以上をもちまして公明党の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議 長（白石雄二）**

以上で1番、公明党の一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

**議 長（白石雄二）**

再開いたします。2番、水清会。山口議員。

**2番（山口秀信）**

2番、山口秀信。水清会を代表しまして、冒頭質問をいたします。

質問事項、電動キックボードの安全利用に関する本町の取組について。

2023年7月より道路交通法の改正により、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等が、年齢16歳以上であれば、運転免許不要、ヘルメット着用も努力義務となり、若者を中心に特に学生の手軽な移動手段として、急速に普及するのではないかと思われます。

しかしながら、運転免許不要であることから、交通ルールをよく知らないまま危険な運転をしてしまうなど、交通マナーの悪化や、交通事故が増加するのではないかと懸念しているところ です。

そこで、お尋ねいたします。

今後、電動キックボード安全利用の啓発・自賠責保険加入の徹底等が必要と考えますが、町としてどのような取組を実施していくのでしょうか。本町のお考えをお聞かせください。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

町長、答弁。

**町 長（美浦喜明）**

電動キックボードの安全利用に関する本町の取組について、の御質問にお答えします。

本年7月の道路交通法の改正により、従来は原動機付自転車に区分されていた電動キックボードのうち、出力規格や最高時速など、一定の要件を満たしたものについては「特定小型原動機付自転車」として定義され、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

御質問にもございますが、電動キックボードが日常の手軽な移動手段として活用されることが期待されている一方で、運転者はその手軽さゆえ、交通ルールやマナーを軽視することなく、安全運転に努める必要があるものと考えています。

そこで、電動キックボード安全利用の啓発・自賠責保険加入の徹底等に関する町の取組について、のお尋ねですが、「特定小型原動機付自転車」に区分された電動キックボードを所有するときは、市町村に軽自動車税の申告を行い、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。

本町では7月の法改正から8月末までにおいて、まだナンバープレートを交付した実績はありませんが、この手続の際は、担当の税務課窓口において、自賠責保険の加入の指導、電動キックボードのルールに関するチラシの配布など、所有者に対して交通ルールの順守や安全運転についての啓発を行うこととしています。

また、春や秋の交通安全県民運動などの機会を通じて、福岡県や福岡県警、折尾警察署等と連携し、広く町民に対しての広報、啓発にも努めてまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。はい、山口議員。

**2 番（山口秀信）**

税務課のほうで、ナンバープレートの交付時に安全利用の啓発等を推進していくということですが、現実問題として、自賠責保険だけでは事故発生時に十分な補償ができないのではないかと考えておりますが、ナンバープレート交付の際に、任意保険加入等の推奨などの周知は行うのでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

増田課長。

**総務課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

自賠責保険の内容についてはですね、対人賠償としては、死亡の場合は1名につき3000万円、後遺障害については、1名につき障害等級により4000万円から75万円、けがの場合は、1名につき120万円となっております。対物賠償や、自身のけがについては補償はございません。

議員おっしゃるとおりですね、こちらの任意保険、自賠責保険だけではですね、対応できないような大きな事故の発生や、対物賠償等も考えられますので、また任意保険はですね、自動車保険の原付と同じ分野で加入ができますので、自身のけがとかに備えるためにも、あくまで個人の判断にはなっておりますが、任意保険の加入につきましても推奨していきたいというふうに考えております。

町長の答弁にもありますように、町のほうでナンバープレートの交付を受ける必要がございますので、そのときに説明をいたします。

啓発用のチラシにもですね、任意保険の加入推奨についても記載をしておりますし、その他の記載につきましても、周知のほう、やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、山口議員。

## 2 番（山口秀信）

あとですね、16歳以上で免許なしで利用可能ということになっておるんですけども、実際に、例えば、使うのは高校生になってからということになると思います。

しかしながら、それを見た中学生が、ルールを知らずに乗ってしまうというようなことが考えられると思います。

中学校等でのそういった指導などは行う予定でしょうか。

## 議 長（白石雄二）

佐藤課長。

## 学校教育課長（佐藤 治）

山口議員の再質問にお答えをしたいと思います。

電動キックボードに関する中学校での指導というところでございますけれども、今はまだ町の中で見かけることがございませんので、今の段階では、中学校に対して話をするということはありません。

ただ、これから次第に購入者が増えていくということが予想されます。

議員が言われますように、知識がないと、やっぱり何も知らずに興味本位で乗ってしまって、交通事故だったり、交通違反というのを起こしてしまう、つながってしまう恐れがございますので、やはり基本的な知識ですとか、正しい理解というのは必要かというふうに思っておりますので、中学校のほうで交通安全啓発というのをやっております。その中で、自転車運転のマナー等を学習しておりますので、その中で電動キックボードのほうにも触れまして、今後啓発を進めるよう学校のほうと話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

はい、山口議員。

## 2 番（山口秀信）

都市部のほうでは、既に交通違反の検挙等は多数あっておりまして、先日、ひき逃げで逮捕されたという若い女性など、もう逮捕されたという人もいるそうです。

最終的にはそれぞれのマナーの問題にはなると思うんですけども、安全利用の啓発をですね、町として徹底していただいて、それをお願いして、私の再質問を終わりたいと思います。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

以上で2番、水清会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分 休憩

午後 00 時 59 分 再開

## 議長（白石雄二）

再開いたします。3 番、日本共産党。中山議員。

## 10 番（中山 恵）

10 番、中山です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問をいたします。

1、大軍拡が町民に与える影響について。

バイデン米大統領は、中国に対して日本を巻き込む新しい「国家安全保障戦略」を決めました。岸田内閣の「安保 3 文書」は、これに追随したものです。

日本は、憲法 9 条で交戦権を放棄しています。しかし、岸田政権は「敵基地攻撃能力」の保有によって、歴代政権が引き継いできた「自衛」以外には自衛隊は行動しないという見解を根本から覆し、集団的自衛権の下、アメリカの引き起こす戦争に日本が一緒になって参加し、「先制攻撃」まで行う可能性が明らかになりました。

日本の軍事予算は、これまで 1%前後の伸びでした。しかし、ロシアのウクライナ侵攻後、アメリカの意向を組み入れ、各国より異常に高い 26%の伸びとなっています。こんな急激な伸びは、戦後史で初めてです。さらに、これから 5 年かけて GDP 2%まで増やし、今の軍事費予算の 2 倍の 11 兆円にし、5 年間合わせて 43 兆円の軍事費予算を組む計画です。ローン払いを合わせると約 60 兆円にもなります。

政府は、この予算をどこから調達するのでしょうか。

1 つは、歳出改革で 3 兆円。福祉・社会保障が狙われています。

2 つは、決算剰余金の活用で 3.5 兆円。赤字国債を原資とする「予備費」が過剰に計上されているので、赤字国債で軍事費を賄うのと同じになります。

3 つは、財源確保法で新設される「防衛力強化資金」で 4.6 兆円。国有財産の売却、コロナ対策積立金の返納分などを使うと言いますが 1 回使ったら終わりです。

4 つは増税です。たばこ税、法人税の増税、所得税に上乘せされている復興特別所得税の半分を流用するなどとして、2027 年度に増税で 1 兆円を確保するとしています。インボイス制度の導入は消費税増税の第 1 歩です。

さらに、政府は、これまで「兵器や兵舎建設を公債発行の対象にすることは適当ではない」との見解でした。しかし、自衛隊艦船の建造費などのために 4343 億円の建設国債を発行すると決めました。これも戦後初めてのことです。

このように、大軍拡に突き進む現政府の下で、私たち国民の暮らしはどうでしょうか。物価高騰はとどまることを知らず、エネルギー高騰に庶民は苦しんでいます。賃金も年金も下がり、仕事もない。実質賃金は 1 年以上マイナスです。最低賃金も 1,000 円をやっと超えたかどうか、時給 1,500 円はほど遠い状況です。

その一方で、大企業は最高益を更新し、配当を増やした企業は 4 社に 1 社です。株主だけに

大盤振る舞いし、内部留保は増え続け、513兆円にも膨らんでいます。賃上げに使われず大株主や企業の役員に回され、投機に回されています。

大軍拡の財源について、政府与党は法人税は上げたくない。そうなると、所得税や消費税など、庶民にしわ寄せされます。社会保障や国民の暮らしに直結する予算が削減され、増税の実施は、骨太の方針では「25年以降のしかるべき時期に」と書き込んでいます。

そこで、お尋ねします。

(1) 政府与党の進める43兆円もの大軍拡のため、福祉・社会保障予算が削られ、町民への負担増と増税が計画されています。町民の命と財産を守り、安心・安全な暮らしに責務を持つ町長として、政府の行う大軍拡に対する見解を伺います。

(2) 政府は敵基地攻撃能力を持つミサイルの配備や敵からの反撃を想定して、4兆円の予算で自衛隊の「基地強靱化」を進めています。芦屋基地も対象です。水巻町が戦火に巻き込まれることが想定されます。水巻町民の命と暮らしを守るため、戦争にさせないため、町長として何をすべきだと考えますか。

2、地域猫活動支援事業の推進について。

犬や猫などのペットは、今日では単なる愛玩動物としてだけでなく、コンパニオン・アニマル、「伴侶動物」として飼育する人も少なくありません。

保健所への持ち込みや捕獲による犬や猫の殺処分数はこの間、市民団体や保健所の譲渡・返却の懸命の努力で2010年には年間20万件を超えていたものが、2020年には2万3800件まで減少しました。しかし同時に、野良猫によるふん尿や鳴き声問題など、御近所とのトラブルが後を絶ちません。

飼い主のいない猫をこれ以上増やさないため、また、飼い主のいない猫との共生を目指すため、町が6月から開始した地域猫活動支援事業は、動物愛護の観点からも重要な取組だと考えます。そこでお尋ねします。

(1) 実施団体が地域猫活動として認められるためには、行政区ごとの実施地域を設定し、その自治会との合意が必要で、町の支援を受けるにはかなりの動力と経済的負担が必要となります。現在、手続が行われている行政区も、申請までにおおむね1年の時間がかかったと聞いています。これでは、この準備の期間にも猫の繁殖が進み、不幸な猫を増やしてしまいます。

現在、地域の野良猫のお世話活動をされているグループの方は、「ハードルが高すぎる、使いたいけど使えない」と、諦められました。

地域猫活動支援事業を、生活環境改善と住民のトラブルを軽減するために、使いやすくすることが喫緊の課題だと考えますがいかがですか。

(2) 去勢、不妊手術費の財政支援だけでなく、餌代、ふん尿処理費の支援を求める声が、現場から上がっています。町独自予算で、支援することが必要だと考えますがいかがですか。

最後になります。3番、安全・安心なまちづくりについて。

今年6月、町内で痛ましい殺人事件が起きました。住民の皆さんは、日々不安な生活をしています。特に高齢者の独り暮らしの方や子供の保護者からは、犯罪に巻き込まれないかと心配の声を聞いています。

犯罪防止のために、街頭、駅、コンビニなどでは、防犯カメラや監視カメラが設置されてい

ます。マンションの入り口、個人宅にも設置されることも少なくないと思われます。しかし、自分の知らないうちに自分の顔や姿が撮影され、その画像が利用されるのではないかなど、防犯カメラのプライバシー侵害の懸念が指摘されています。お互いを監視し合う社会ではなく、つながり合ってお互いの顔が見える地域づくりこそが、安心・安全なまちづくりには必要だと考えます。

そこで、お尋ねします。

(1) 今回、町内に衝撃を与え、町民を不安に陥らせた殺人事件は、町が管理する町営住宅で起こりました。町営住宅管理責任者として、町長はどのように受け止め、改善しようと考えているのか伺います。

(2) 町長が推進してきた明るいまちづくりとしてのLEDの設置ですが、住民からは暗いところがまだたくさんあるとの声を聞いています。住民の命を守るためにも、通学路や東水巻駅・水巻駅北口周辺、また、町内の人通りが少ない暗がり等に外灯、防犯灯の設置を思い切って進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがですか。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

町長、答弁。

## 町 長（美浦喜明）

初めに、大軍拡が町民に与える影響について、の御質問にお答えします。

1点目の、防衛予算増加に対する見解と、2点目の、水巻町民の命と暮らしを守るため、戦争をさせないため何をすべきか、とのお尋ねについて一括して答弁いたします。

昨年12月に新たな国家安全保障戦略等が策定され、我が国の防衛力の抜本的な強化の方針が示されました。国においては、その方針に基づき、令和5年度予算の防衛関係費を増額し、また、今後の防衛費予算に必要な財源の確保等が議論されているものと認識しております。

政府が進める防衛費予算の増額や基地強靱化につきましては、国の政策に関することであるため、見解を述べることは控えさせていただきますが、町民の生命・財産に関わることであるため、その動向には注視しているところです。

私としましては、防衛費予算等の動向にかかわらず、本町の福祉やまちづくりなどの行政運営に必要な国からの財源については、今までどおり確保していくよう努めるとともに、国の政策により安易に住民の負担増につながることはないよう、機会を捉えて国や県に働きかけていきたいと考えております。

次に、地域猫活動支援事業の推進について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、地域猫活動支援事業を、生活環境改善と住民のトラブルを軽減するために、使いやすくすることが喫緊の課題だと考えますがいかがですか、とのお尋ねですが、地域猫活動とは、周辺住民の理解を得た上で、ボランティアグループなどが、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、トイレや餌やりの時間を決めて世話をするなど、一定のルールに従い、猫を一代限りで飼育することで野良猫の問題解決を図っていく活動です。

地域の「猫を助きたい方」と「猫に困っている方」とが、お互いに「餌やり以外の管理もする」、「排除せず見守る」といった歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で野良猫の問題解決を目指すことが求められます。そのため、地域猫活動を進めるにあたっては、地域での合意が大変重要になってまいります。合意形成のために、地域内での話し合いや、場合によっては、地域猫の説明会等も行う必要があるため、一定程度の期間が必要となってまいります。

また、不妊去勢手術を行うだけでなく、その後の餌やりやトイレの管理など、長期間にわたって活動していく必要があるため、活動の計画づくり等も重要となります。そのため、地域猫活動が途中で崩壊しないためには、申請までにある程度の期間がかかることはやむを得ないと考えております。

次に2点目の、去勢、不妊手術費の財政支援だけではなく、餌代、ふん尿処理費も町独自予算で支援することが必要だと考えますがいかがですか、とのお尋ねですが、現在、町内で地域猫活動を行っている団体は1団体であり、地域猫の申請前に、福岡県から地域猫活動サポーターの派遣を受け、不妊去勢手術のための猫の捕獲器の設置方法や猫の取扱いの助言、また、餌やりやトイレの管理を適正に行うための助言と同時に、適正管理のための費用負担がかかってくることも重々説明を受けるなど、制度を十分に理解し、納得した上で活動されているため、団体から町へ、餌代やトイレ用品などの補助についての御要望は受けておりません。

そのため、現在、本町が実施している地域猫活動支援事業において、餌代、ふん尿処理費の支援を町独自予算で拡充することは、現時点では考えておりません。

地域猫活動支援事業は、今年度開始したばかりであり、活動団体は1団体のみですが、まずは、この活動の輪を広げることが大切だと考えています。

また、個人の方が善意で飼い主のいない猫のお世話をすることや、室内飼いをしないなど無責任な飼い方をすることが原因で、近所からふん尿被害などの苦情が届いている実情もあります。こういった問題も含め、今後、猫の飼い方や、地域猫活動に関する情報を、広報などで積極的に発信してまいります。

最後に、安全・安心なまちづくりについて、の御質問にお答えします。

まず1点目の、今回の町営住宅で起こった事件に対して、町営住宅管理責任者として、どう受け止め、改善しようとしているのか、とのお尋ねですが、初めに、今回の事件における本町の対応経過について、御説明させていただきます。

事件の詳細については、新聞等で報道されているとおりですが、町が事件の発生を知り得たのは、6月6日火曜日の午前9時頃、住宅政策課に警察から二東一丁目地内にある野間町営住宅の住戸で、被害に遭われた方の御遺体が発見されたとの連絡があったことからです。

その際、警察より捜査への全面的な協力を依頼されており、町としても事件の早期解決の一助となるよう、警察の求めに応じて、被害に遭われた方の賃貸借契約上の情報など、町で提供できる情報等を警察に提供しています。

さらに、警察は6月6日から6月8日の3日間にわたり、現場検証を行っていますが、その現場検証においても、警察より町営住宅管理者として職員の立会いを依頼されており、現場検証が行われている3日間、終日、担当職員を派遣し、捜査協力をしております。

その間にも、住宅政策課には報道機関や事件の報道を見た他の町営住宅入居者の方などから



の問合せが殺到しておりましたが、その都度、捜査に支障を来さないよう、また、町営住宅の他の入居者が不安にならないよう、慎重かつ丁寧な対応に努めてまいりました。

御質問にあります今回の痛ましい事件に対して、町営住宅管理責任者として、どう受け止め、改善しようと考えているのかですが、新聞等の報道によると、今回の事件が発生した要因については、町営住宅の管理上の問題からではないと思われませんが、町営住宅内で、このような痛ましい事件が発生したことについて、大変遺憾に思うとともに、被害に遭われた方及び、残された御遺族のことを考えると心を痛める思いです。

今後の対応でございますが、町営住宅にお住まいの入居者が安心して居住していただけるよう、他の町営住宅入居者からの今回の事件についての問合せ等に対して、引き続き丁寧な対応を行うとともに、警察などの関係機関と連携を深めながら、町職員や警察による巡回を強化するなど、より一層の防犯対策に努めてまいります。

次に2点目の、通学路や東水巻駅・水巻駅北口周辺また、町内の人通りが少ない暗がり等に外灯、防犯灯の設置を進めていただきたいと考えていますが、いかがですか、とのお尋ねですが、町が管理している防犯灯は、令和4年度末時点で約3,000か所あり、不点灯などの異常がある場合につきましては、住民の皆様からの連絡等により、迅速に対応し維持管理を行っています。

また、平成27年度から平成28年度にかけては、器具の老朽化に伴い、蛍光灯からLED仕様の防犯灯へ全か所交換を行ったことで、従前よりも大幅に明るさが向上するとともに、修繕や電気料金の負担も軽減されました。

防犯灯の新設工事につきましては、地区から年間約10か所程度の要望があり、主に新規で宅地造成された団地内道路への設置を実施しています。

通学路を含む主要な路線につきましては、おおむね30メートルから40メートルに1か所の間隔で、既に設置が完了していますが、今後も地区からの要望があれば、その都度、必要性や物理的な条件等を考慮し、新規設置の検討を行ってまいります。

また、駅周辺やその他の公共施設等についても、現状を再確認し、照度が不足していると判断できる場合は、増設も視野に入れ検討したいと考えています。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、井手議員。

## 9 番（井手幸子）

9番、井手幸子です。

私はこの地域猫活動について再質問を行います。

この地域猫活動を、行政が、自治体が支援をするという動きは、全国的にもどんどん広がっております。この水巻町議会におきましても、我が党は、この地域猫活動の支援を何回か求めてまいりました。

1番目の質問に関連することではありますが、その地域での合意ですね、合意が必要である。そ

して、決定をして、ボランティアのグループの方がお世話活動を日常的にやっていくという仕組みになっておりますが、申請書をちょっと見てみますと、グループの方の名簿とか、それとか、おしっこ、トイレと餌の担当とか何時にしますかどうしますかっていう部分の申請はですね、皆さん、そういう、もう地域から野良猫をなくしたい、飼い主のいない猫をなくしたいという思いの意識の高い方たちですので、それは容易にはできると思うんですけど、問題が一つ。問題というか、ちょっと大変だなと思うのが、地域猫活動に関する合意書ですね。これは、区長さんが、書くような申請書になっております。で、このためには、区の中で協議を行って、そしてみんなで決定をして、区長さんがいいですよっていう認可がおりれば、そこまでの要求をして、やっと申請ができるという形になっているんですけど、ここがですね、やっぱりスムーズに、今1団体、町内の地域で1団体が認可を受けて活動をされていますけど、そういうふうに理解がある区長さんであればですね、スムーズに行くとは思いますが、合意ができない地域っていうのが、要するに、区長とかその区の人たちが合意ができないで、ずっと話を続けるって言うていたら、いつまでも認定されず、去勢不妊手術ができないで、そして、個人で費用を出して手術を受けさせない限り、増え続けるという事態になりかねないと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

#### 議 長（白石雄二）

大黒課長。

#### 産業環境課長（大黒秀一）

ただいまの井手議員の再質問でございますけれども、今、井手議員がおっしゃったとおりですね、この地域猫活動の団体に認定されるまで、それ相応の時間を要するという事は承知しております。

一番の理由なんですけれども、やはり、まず最初はですね、恐らくその地域の猫をかわいがるというか、猫が好きの方ですね。そういった方たちの活動から始まっているものと思われまますけれども、そういった餌やりとかですね、そういったお世話すること自体、別に否定するわけではございませんが、その一方でどうしてもそういったお世話をすると、猫がちゃんと決められたところでおしっこか云々とかすればいいんですけども、近所にそういったものをまき散らすとかですね、そういった猫が自分とこの庭に入ってきてトイレをすとか。そういったふん尿に関する相談とか苦情とかっていうことが、どっちかって言ったら環境系の窓口はですね、そういった苦情を受ける回数が結構多いですね。

でありますので、何度も出てくる地域の合意というものは、そういうところにありまして、猫が好きの方もいらっしゃる、猫が嫌いな方もいらっしゃるかもしれません。

猫をかわいがりたい方も、餌をやりたいという方も、命を救いたいという方もいらっしゃる、逆にふん尿で困っている方もいらっしゃるというところが、もうどうしてもですね、地域の合意がないと、後々のトラブルになりかねないという懸念がございますし、その結果、せっかく善意で始まったそういった活動がですね、途中で崩壊してしまうというのはいかがなものかということですので、少々ハードルが高いというふうに捉えられるとは思いますが

も、どうしてもそここのところをですね、地区である程度合意という形でまとめていただく。

それから、先ほど井手議員もおっしゃったとおりですね、餌とか、ふん尿の始末。そういったところ。今出てきている団体は、そういった部分のお世話する方の役割分担とか、そういったこともきちんと地区で話し合われてですね、そういった部分を整えて、その間、費用が発生するところもございますけれども、そういったところも当初から私ども町のほうも相談に応じておりますし、県のほうでは、「サポーター派遣事業」といったものを実施しております。

これは、専門知識を持った方がその地区の協議の中に入ってきてくれてですね、いろんな知識を伝えてくれたりとか、当然そういった、そこまで費用負担、こんなのも発生しますよ、といった話もしていただいておりますところですが、そういったことを承知の上ですね、こういう団体を、時間をかけて認定をされたということをございます。

その間、おっしゃるとおり、ひょっとして去勢手術とか、避妊手術をしないから、また増えるんじゃないかといった懸念がございますけれども、この団体に関しましては、その間、地区の寄附金とか、そういった部分でですね、自分らの責任において、費用負担もされて、全体の中の半分ぐらいの猫に対しては、そういった自分らで集めた募金でですね、そういう手術をしておられます。

残りの半分はですね、この地域猫活動事業の団体認定をされましたので、公費を使って、これから全ての猫の手術を行うといったことになっております。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

井手議員。

## 9 番（井手幸子）

全国の事例を見てもね、自治体が支援をするっていうのは広がっているんですけど、よく見てもね、やっぱりこの、「地域での合意」っていうところで広がっていない。

うちは1団体。そして、3年前ですか。岡垣も始めて今4団体ということで。なかなか周知はされててもね、広がってないっていうのが現状だと思います。

この事業に対しても、完璧で、本当にこれができたらいいよねっていうようなことなんだけれど、飼い主のいない猫を増やさない。そして、処分ですかね。殺処分される生き物を増やさないっていう意味では、動物愛護法の改正もあってですね、進めていただきたいと思います。

ちょっともう2番目の財政支援についてですけど、やっぱりですね、手術はいいとしても、餌とふん尿処理費、猫砂ですかねそういうのやっぱお金がかかって、ちょっとやっている方にお聞きしましたら、20匹ぐらいいるんですけど、野良ちゃんがですね。1か月やっぱり1万円以上はかかっているっていうことをお聞きしたんですね。

それで、この事業を広めるためにもですね、町の負担ということになりますけど、その辺もね、少し出しますよってなれば、もっと広まっていくのではないかと思いますけど、いかがですか。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

現時点の考えでございますけれども、この地域猫活動の事業ですね、こちら、今、公費で負担している去勢とか避妊の手術。これについては、やはり単価といいますか、高額なことにもなりますので、公費負担をさせていただいているところでもありますけれども、餌代とかですね、トイレ代とか、そういった部分は、一生涯必要なものでありますし、そういった消耗品については、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、切りがないというかですね、ずっと続くものなので、そこにかかる費用につきましてはですね、また見方を変えてみると、地域猫の活動されている方っていうのは、やっぱり猫がかわいくて、そういう活動されているといった視点で見たら、そういった方たちが地域猫の、これがちょっと語弊があるかもしれませんが、「猫の飼い主」という見方もできるのかなと思います。

そういった方が責任を持って餌やりとかをするっていうことに対して、何といいますか、今のところですね、結論から言いますと、私どものほうでですね、そこまで負担するという考えは今のところ持ち合わせておりません。

あと、ちょっと近隣というか県内の状況どうなのかなと思って、ちょっと調べてみたんですけども、例えば、私どもと同じような要綱をつくっている自治体もたくさんあるんですけども、それ以外に個人で買ってある猫の去勢とか、不妊手術、これの代金を公費負担しますよというようなところも、少ないですよ。少ないんですけども、そういったところもございました。

あと、手術費用についても、水巻町と同じような金額で設定してるところもあれば、もっと大分低めに設定してるところもあってですね、それぞれでありました。

ただ全てで言えるところがですね、私確認しようと思ったのが、そういった餌代とかですね、トイレに係る消耗品代まで支援しているところは実際あるのかなのかということで調べたつもりですけども、県内で私どもが確認したところではですね、なかったという状況であります。

よそがないからうちもせんっていう理屈ではないんですけども、県のほうの補助事業も今後少しずつ、何か形が変わるかもしれません。

そこは注視していきたいと思えますし、そこでまたそういった支援もするよというような話が将来的にございましたら、その時点で検討は当然していこうとは思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

## 9 番（井手幸子）

県内におきましては、県の獣医師会がかなり前から、あすなろ猫という野良ちゃんたちを手術しますよっていう制度があります。これは全国的にも早く始めて、政府のホームページにも例として載ってたんですけど、そこの獣医師会にもお電話をして、もう競争率が高いのかなと思って電話をしたら、一応、年に2回募集があって、そこそこ応募はあるけれど、キャンセルが多い。やっぱり野良ちゃんやから、捕獲ができなくてキャンセルという。だから余裕はありますよとは言われました。

この事業については、猫の嫌いな人もですね、効果は上がっているわけですね。

町内のグループでは、今ふん尿のお話をされたけど、やっぱりそのチェックの見守りもされているということでした。

それで、ちょっともう一つ、課題が見えてきたっていうのが、結局、その野良ちゃんたちは手術しているので、繁殖をしない。縄張争いがなくなったら、今度違うところの野良ちゃんたちが来て、そこで繁殖をする。

しかし、今この事業では、追加登録ができないっていうのをちょっとお聞きしたんですよ。

最初に、猫の写真全部写して、「はい、20何匹です」って提出をされて。けど、そうやって自然に雄猫とかが自分の縄張にしようと思って、寄ってきて増えるって言われるんですよ。

そうすると、今のこの制度では追加ができないので、それを追加登録できるようにはできないかっていうことをお尋ねしますが、いかがですか。

## 議 長（白石雄二）

はい、課長。

## 産業環境課長（大黒秀一）

今の御質問でございますけれども、理屈で言えばそういったことも懸念されるところであります。今の制度からすればですね。追加ということはちょっと認めておりません。

そういった猫を増やさないためにですね、これちょっと残酷な言い方かもしれませんが、よそから来た猫には餌をやらないとかですね、まずそういう対応をしていくしかないのかなど。今のところですね。

すいません、そういったところでよろしいでしょうか。

## 議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

## 10 番（中山 恵）

安全・安心なまちづくりについて再質問いたします。

今回のですね、町営住宅で痛ましい事件が起りましたが、どこも町営住宅には空き家が多いと聞き及んでおります。

今回の事件が発生した野間町営住宅の、現在の入居戸数と空き家の件数についてはどのよう

になっておられますか。

**議 長（白石雄二）**

古川課長。

**住宅政策課長（古川弘之）**

中山議員の再質問にお答えいたします。

野間町営住宅の管理戸数は20戸となっております、令和5年8月末時点で入居戸数が13戸、空き家の戸数が7戸となっております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**10 番（中山 恵）**

今の答弁ですと、野間町営住宅の空き家は増加傾向にあるということになるんですが、今回の事件については、明るいまちづくりを提唱したことに対して、この事件が一気に暗いイメージになったのではないかと思います。空き家の増加による防犯上の悪化ではないかなと私は思っております。

そこで、今後事故が起こらないように、防犯対策を行うべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

古川課長。

**住宅政策課長（古川弘之）**

中山議員の再質問にお答えいたします。

今回の事件の野間町営住宅についてはですね、先ほど述べました入居戸数が13戸、空き家が7戸ということをお答えいたしましたけども、この数字というのがですね、ここ数年ずっと同じような推移で、急に増えたということではありません。で、今回の事件につきましては、先ほどの町長の答弁でもありましたが、町営住宅の管理上の問題からではないと思われませんが、ただですね、今後の防犯対策についてはですね、関係機関と連携を深めながら、防犯対策に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

## 10 番（中山 恵）

二東のですね、野間地区だけではなくて町営住宅全体の問題ですから、町営住宅の関連として吉田町営住宅についても質問させていただきます。

今ですね、吉田町営住宅、現在 1 棟から 36 棟の住替事業が進んでおりますが、この進むにつれて、空き家の戸数が随分と増えてまいりました。

このことによって、吉田町営住宅の入居者の方を含め、また近隣の住宅の方や、J R 東水巻駅を利用されている町民の皆様が、とっても不安を感じているとの声をたくさん聞いております。

防犯上ですね、速やかに解体撤去を進めるべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

## 議 長（白石雄二）

課長。

## 住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘いただいておりますように、吉田町営住宅 1 棟から 36 号棟の住替事業、今進めておりますが、それが進むにつれてですね、空き住戸がずっと、かなり増加してきています。

令和 5 年 7 月末現在になってくるんですけども、管理戸数がこの地区の 228 戸に対しまして、今現在入居している方が 15 戸というふうになっていまして、空き住戸が 213 というふうになっています。

それに伴いましてですね、この地区には全く入居がない住棟というのがですね、かなり存在するようになってきました。全体住棟の数は 36 棟あるんですけども、そのうち 25 棟、これがもう既に入居がない住戸となっています。

先ほど議員もおっしゃられたようにですね、やはりこういった何もない空き家の数、入居がない住棟がですね増えていきますと、やはり防犯上、防災上ですね、環境上、大変問題があると思いますので、適宜ですね、この辺は状況を見ながらですね、解体のほうを進めさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

中山議員。

## 10 番（中山 恵）

2 点目について再質問させていただきます。

防犯灯は各地区からの要望で設置しているとのことですが、地元の自治会に加入していない住民の方から、個人として防犯灯設置などの要望などがあった場合は、どのような対応をなさいますか。お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

中山議員の再質問にお答えいたします。

個人さんであったり、区に入っていない方からの防犯灯の要望があった場合どうですかということなんですけれども、年に数回ですけども、個人さんから、町の建設課のほうに連絡がありまして、「防犯灯を設置していただきたい」というお話はあります。

ただ、大体多いのがですね、自分の家の前であったり、行き止まり道路などにつけていただきたいという要望が多ございます。

そういった話をいただいたときもですね、一応防犯灯をつけることによって、その近所の方がですね、やはりその、庭に光が入ってきたりとかいうこともございますので、あくまでも隣組とかですね、また、区長さんとかと協議して、区の総意として要望を上げていただきたいというようなお話をさせていただいております。

また、まれにですけど、一般の町道を通られている方から、「毎晩通っていて、ここが暗いんですけど、つけていただけませんか」とかいう要望もございます。

そういう要望があった場合はですね、職員が昼と夜と現地を見に行って、現地が確かに暗いと、そして防犯灯がつけられる状況であるというようなことであれば、逆に町のほうからですね、区長さんなりに、「こういう御相談がありがとうございますけども、つけることは可能と思いますけども、地区のほうで話し合っただけませんかとか」というようなことでですね、あくまでも地区と協議しながらですね、防犯灯新設につきましては慎重に対応しているところです。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

10 番（中山 恵）

先ほど、今の答弁もありましたが、防犯灯をですね、設置できない理由をもう少し詳しく聞かせてください。

そしてまた、要望を提出しても、町の判断で設置できない条件の内容も教えてください。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

中山議員の再質問にお答えいたします。

防犯灯を設置できない事情なんですけれども、先ほど少し言いました、防犯灯の周りの方たちの承諾を得ないと、光が当たったり、「もう必要ないよ」と言われるような方もいらっしゃる



ます。

また、近くに田んぼとか畑があった場合は、光の関係で、農作物の生育に支障を来す場合もございますので、農家さんとの協議が必要である場合もございます。

また、要望されている場所が個人の敷地であったりですね、そもそも電柱がないと。電源がないようなところにはですね、なかなか設置は難しいということでお話をさせていただいています。

そのほかではですね、もう既に近くに道路照明なり防犯灯があつて明るい。

また、道路照明ではないんですけども、例えばコンビニエンスストアのような、24時間明かりがあるような、看板があつたりお店があつたりする近くもございますので、十分明るい判断された場合は、お断りしていることもございます。

しかしながら、議員の質問にありますように、安心・安全なまちづくりということで進めてまいっておりますので、担当課としても、照明についてはですね、積極的に設置のほう、今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

#### 8 番（岡田選子）

ちょっと全般にわたって質問いたします。

先ほどの地域猫の件ですけども、地区の合意がなかなか得られないということなので、そのときに県のほうの指導の方ですかね、そういう方を派遣していただいてですね、区長会とかで何かそういうお話を聞いていただいて、もし地域からそういう地区の合意書みたいな、何ですかね、合意申請書、そういうのが上がってきたときには、極力、こういうことで、地域の人が頑張ってるんだから、受け入れるという方向で話を聞いてくださいというふうな、ちょっと町としてのね、雰囲気づくりとか、そういうのをしていただけたらいいかなというふうに思うんですけど、それについてまた答弁をお願いしたいと思います。

それとね、今の防犯灯のことですけど、本当に明るいまちづくりということで美浦町長が当選されてもう3期目になるんですけど、相変わらずやっぱり暗いところがあるということの、地域からの要望っていうのはなかなか減らないんですよ。つけてほしいというのがですね。

先ほど中山議員も言われましたけど、やっぱり区に入ってないということでもなかなか区も要望を受け入れてくれないということもあつたりしてですね、なかなか、でもそうであつてはいけないと思うんです、やっぱり、暗いところは危ないということですからね。

だから、町のほうとしてもね、その辺は融通を利かせながら、本当に現地、やっぱり夕方じゃなくて、10時以降ですね。多分、うちの中央区の近くの運動公園なんかでも、運動公園の照明が切れてからですよ。10時以降にやっぱり見に行つていただいて、それで本当に大丈夫かどうかということを確認してですね、本当に必要性を見ていただくようにね、努力もしていただきたいかなというふうに思います。

それで、先ほどの町営住宅の件ですけれども——。1回やめますね。1回目やめます。答弁。

**議 長（白石雄二）**

大黒課長。

**産業環境課長（大黒秀一）**

全区長への理解を深めるために、何か説明会をというような趣旨の御質問かなと思って聞いておりましたが、なるほどというふうな感じがいたしました。

それで、私は具体的にそういったことを考えておりませんが、ちょっと検討させていただきたいと思います。

その前段として今考えているのはですね、地域猫活動をまだ知らない方もたくさんいると思います。ホームページを最近アップしたところでして、まだ広くですね、広めていないという、ちょっと反省点もありますので、それと併せてですね、やっぱり猫の飼い方、飼い主に向けたですね、やっぱり放し飼いをすることで近所に迷惑かけているよといったことも併せてですね、そういった広報等で周知をしたいなというふうには、今考えておるところですけれども、また、区長に向けた分につきましてはですね、またちょっと今から考えさせていただきたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

岡田議員の再質問にお答えいたします。

暗いところが町内にあるということで、確かにですね、暗い箇所は多々ありますので、どうしても防犯灯ですから、基本的には電柱ごとにつけますので、大体30メートルから50メートルぐらいの間隔でありますので、20メートルから30メートル離れたところから人影が見えるぐらいというようなイメージで大体つけております。

しかしながら、議員が言われますように、ほかの照明があって明るいところで、夜中になってそれが切れてしまうと真っ暗になるというようなところもございますので、そういったところは、その照明のつき具合なんかを調査して、職員結構夜遅くですね、見に行ったりもやっております。

建設課の職員は、町内に住んでいる方もたくさんいますので、災害のときとかも、すぐに駆けつけられるようになっておりますし、そういう防犯灯なんかあればですね、夜見ないと分からないところがあれば、夜遅くに見に行ってもですね。

そういうふうな対応もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

岡田議員。

8番（岡田選子）

安心・安全のまちづくりですね、先ほどの町営住宅の件ですけれども、やはりこの野間の町住で13戸ということです。20戸のうち13戸入られているということで、なかなか住宅がですね、事故の後も情報がほとんど得られなくて、大変長かかったと。いろんなことを調べるのですね、犯人が捕まるのにも大変時間がかかったことが、すごくやっぱり皆さん不安にさせたんだろうと思うんですね。

それで、やはりこの町営住宅が、自治会があって、それで地域とのつながりとか、やはりまちづくりの一番最初に大事なこと、私は、この最初の冒頭の質問でも中山議員言われましたけど、やっぱり防犯カメラでチェックするとかじゃなくってですね、やはりそういう地域のつながりで、顔の見える、本当にもうたった13戸しか入っていない方々たちが、やっぱり顔を見えるような生活して地域の周りの方とも、つながりがあるのかとか、そういうことがやっぱり一番大事なことだと思うんですね。

だからその辺について、やはり町営住宅として町営住宅の中で自治会がないってところ、まだほかにもあるようですが、やはりそういうことがやっぱりないと、お互いを気にしないしですね、つながりがつくれないってということになるかと思うので、そこら辺に力を入れていただくようなことをね、地域づくり課になるかもしれないですけど、そういうことが本当に、まちづくりで私は大事なことじゃないかなというふうに思います。

それで、町民の皆さんからいろんな問合せが殺到したということですが、町民の皆さんが一番心配されたことは何ですか。その中身は。

議長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

問合せの内容の主なものとしては、事件の詳細についてとか、どこで起こったのとか、そういったですね、事件についての詳細についての問合せが非常に多かったです。

中にはですね、吉田町営住宅1棟から36棟、今、住替事業を進めているところの入居者の方からもですね、「ちょっと怖いで、こんなとこ、おりきらん」と。「だから、早く住替えしたい」というふうな問合せもあっております。

ですから、事件の捜査上の関係からですね、事件の詳細については何もお答えできないんですけども、新聞の報道のとおりですというふうなお答えぐらいしかできなかったんですけども、できるだけ不安にならないようにですね、職員、私が主に対応させていただいたんですが、その辺、丁寧な対応に努めた、と思っております。

以上でございます。

## 議長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 8番（岡田選子）

今回の事件がですね、たまたま町営住宅で起こったということで、やはりどうなのかっていうことだと思うんですよね。周りの方の心配されるのは。

ですから、管理上の問題ではないということにはなりますが、やはりそこらあたりの何ですかね、そういう地域づくりっていうことはやっぱり大事なことなので、進めて努力をね、町営住宅管理者としてですね、進めていただくっていうことが必要だと思っておりますので、お願いをしておきます。

それとですね、大軍拡が町民に与える影響についてということで、ちょっと今本当に多くの国民の皆さん、住民の皆さんが一番心配されている。何かちょっと最近の世の中きな臭いというか、戦争の足音が近づいてるんじゃないかという不安を持たれてる方が多いかと思います。

それとですね、今回、43兆円という、本当に5年間でですね、今まで5兆円ぐらいの軍事費が、一気に倍になるということです。そのときにまた何を買うのかっていうと敵基地攻撃能力、反撃能力のあるものを買うということなんです。

これは本当に今までの日本の専守防衛、自衛という立場を全く無視した、もう反撃だから向こうが打つ前に反撃してしまうということなんです。もうこれ大きな安全保障の大転換だというふうに私は思っております。

それで憲法9条ですね。本当に憲法9条には、ちょっと読ませていただいいていいでしょうか、私も、すばらしいなと思ってるんでこれはやっぱり、やっぱり公務員の皆さんも、私たち特別公務員も、やっぱり憲法の理想に近づくという行政をやっていくっていうことが今求められているわけで、宣誓もするんだろうと思いますが、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

2項、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」ということで、陸海空軍、この自衛隊が戦力はどうかという議論はいろいろあるわけですが、戦争の反省の下にですね、この憲法が決められて、それに向かって78年間、日本の国は1度も戦争もせずに、進んできたわけですね。

民主主義を守ろうということで、してきたんですけども、それが今、崩されていって、その隣の航空自衛隊の芦屋基地まで強靱化される、強靱化されるということは、狙われる危険があるということなんです。

こういうことに対して町長の答弁で、「国政に関することなので、見解は控えさせていただきます」というふうな答弁をいただいたんです。しかし、「町民の生命・財産に関わることであるため、その動向には注視をします」ということでした。

やはりこの国の政策に対して、きっちり住民の生命・財産を守るために、やはり首長として、どういう考えで、国に対していくかっていうことはね、最後にも「機会をとらえて国や県に働

きかけていきたい」という答弁もいただいておりますが、やはり町長がきちっとどういう姿勢で臨むかっていうことは――。

もう本当に、軍事費が43兆円まで上がり、アメリカからトマホークなど、核まで乗せて突っ込めるようなミサイルを、どんどん買おうとしている中でね、町長の姿勢っていうのはすごく私は大事だと思うんです。きちっと国に対して意見申さないと、もう本当に大本営発表と同じですね。物が言えないような状況にね、いろんなことが安倍政権のときに、ひどい法律がいっぱいつくられましたけど、物が言えないような状況になったときにはもう遅いんですよ。

戦争が廊下の奥に立っていたという、誰かの俳句がありますけど、そうならないためにもね、町長はね、やっぱり発言をしていただきたい。一種。お考えは、今どうでしょう。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

最初に答弁したとおりですけど、やはり国防・外交というのは、国策だと思っておりますし、そのために国会議員がおります。

だから今、岡田議員が言われていることは、日本共産党の国会議員が国政の場でる言われているとおりだと思っております。

そういう中で、この地方政治の中で、町長が、国防・外交等々をですね、どういうことか、の考えはどうかということは、私は控えさせていただきたい。

個人的にはいろいろあります。一つは、世の中なぜこんなに変わったのかというのは、ロシアがウクライナに去年の2月に侵攻したから。そして、毎日テレビで悲惨な目に、ウクライナ人を虐殺し、ですね。そういう状況が、やはり一つ大きな、この世界平和のですね、この21世紀、現実的に今、毎日戦争があっているわけです。

そういう中で、私たち地方政治の町長としては、まず一番に、あなたたち議会と同じように、町民の生命と財産を守るために、今、日々頑張っているということだと思っております。

そのために、国に県に、答弁で述べさせていただきましたように、予算に関して、「国防にお金が要るから、町にはお金を回せないよ」と。そういうことにならないように、国・県、今は福岡県町村会の会長もさせていただいておりますし、全国の理事もしておりますので、そういう、みんな町村の首長はそういう方向で考えてます。

それから、いつも軍拡の言葉を聞くと物すごくあれですけど、戦争について、誰もが少なくともですね、戦争をしたいとかいう人は1人もいないと思います。

まして日本という国は、今年広島サミットもありましたけど、世界中にアピールして、核の廃絶、そして戦争しないということはですね、今、岸田政権でもやっています。

しかしながらですね、先日から、中国は尖閣諸島を入れた地図を出したり、北朝鮮はミサイルどんどん打ち上げたり。そういうこともね、やはり無視できない状況になっているわけです。

だから、世界情勢の中で、少なくともこの日本という国、そして私たちこの水巻町がですね、やっぱりそういう状況の中で、いかにやっていくかということだろうと思っております。

だから、国防と外交を議場で議論することは、私としてはいかなものかなということで答弁をさせていただいております。

ただ、戦後 78 年の中で、特に去年から、ロシアのウクライナ侵攻を含めて、食糧危機等々ですね。もう、数えれば切りがない。私も毎日、国政とか世界の状況等をですね、日々日課として見ておりますけど、やはり厳しい状況です。

ロシアがウクライナの食糧のですね、港を攻撃してみたり、船を拉致してみたり、いろいろとですね。そうかと思えば、中国が東南アジアの海域を自分のとこだというようなことを地図に落として。そして日本の領土も、中国が、「中国の領土だ」と。尖閣諸島のことでですけど、言ってる。

そういう状況の中でですね、今、政府が、岸田政権が頑張っているというふうに認識をしております。

以上です。

## 議長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

確かに、昼休みにもね、北朝鮮がまた、E E Z 手前ですけど、打ち込んだということが報道されております。

それで、ロシアの侵攻とか台湾有事とかですね、いろいろ、国際情勢っていうものが変わってきているので、それに対しては、やはり対抗措置というか、ある程度の反撃能力も要るんじゃないかということで、こういうことに、安倍政権のときからですね、いろいろなっているんですけども。それが果たして本当に戦争を止めるね、抑止力に、この軍事力の拡大がなるかということなんですよ。

やっぱり軍事で構えると、向こうはまたその大きな軍事、結局この 43 兆円で、世界第 3 位の軍事大国になるんですね。日本がね。アメリカ、中国の次にですね、第 3 位になってしまうんです。43 兆円。

そこまで、軍事大国になって何するのっていうね。そのために国民の税金が、そちらに使われてしまって、実際に私たちの、今、ただでさえ大変な、疲弊している国民の生活がですね、「いや、国を守らないといけないから、軍事費に回すので」っていうことで、物が言えないような状況になったりしたら、もうこれ本当に大変なことだなというふうに思っております。

それで実際にですね、岸田政権、もともとは異次元の少子化対策とか言って、先ほどの公明党さんの質問にもありましたように、しっかり「子ども・子育て支援加速化プラン」とか言って、実現しようとしたんですよ。

けど、探し回った財源は全て軍事費につき込んでしまったから、何ひとつ具体的なプラン、財源を見つけきらずに、今何か、異次元の少子化対策がちょっと宙に浮いたような状況になってきているんですよ。結局、こういう状況が起こってきている。

それともう一つはね、5 月 12 日健康保険法の一部を改正する法律案というのが通りました。

自民、公明、国民の皆さんの賛成で成立したということです。

これ、75歳以上の高齢者の保険料の上げが決まったんですね、また。新たに保険料の負担増となる人は、月収12万7500円以上の全国約780万人。この人たちが、保険料が上がっていきます。年金はほぼ上がっていきません。

そういう中で、この人たちに負担が行くと。この法案で協会けんぽの国庫負担金1290億円も削減することも決まりましたんで、協会けんぽと、公務員の皆さんが入っている共済組合、こちらの負担も今後増えていくというようなことで、結局は、もう既に高齢者の皆さんに負担が増えていくっていうことが起きてるわけですよ。施行はまだですけどね。

これではですね、私たちは、やっぱり憲法9条を持つ国なので、本当に、戦争をする準備ではなくてですね、平和のために何をするかということが今大事で、自民党さんの古賀誠さんとかですね、河野洋平さんとかも本当に言うておりますが、やはりこれだけの大きな、専守防衛から敵基地を攻撃までするという、こういうような方向転換を、先ほど美浦町長、共産党が国会でやってほしいと言いましたけども、国会開いてないんですよ。閣議決定で決めちゃったんですよ。全部。だから話合いもせずにとっとと自分たちの勝手に、政権だけで決めてるんですよ。政府ですかね。政府で。

だから、やっぱり国民の声をしっかり届けて、国会で議論するということなしにね、こういうことが行われているということに対しては、やはりこれでいいのかと、民主主義が守られているのかということは何、やはり、町村会ですね、県会長になられている美浦町長にはね、事あるときに、その立場で声を上げたり、皆さんからそういう声を集めたりしていただきたいというふうに思いますが、先ほどではこれからも言うていただくっていうことですけど、その辺についてはどうでしょうか。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

やはりですね、個人的にはいろいろ言えますけど、そういう会長というのは、やっぱり31町村の皆さんの意見をまとめながら、ある程度の考えが一緒にならないと、なかなか一つにならないと。

ただいま岡田議員が言われているようなことは、少なくとも国会議員がですね、特に共産党の国会議員は、政府にどンドンと意見を申し上げ、県政では共産党の県会議員がおらんというのは聞いておりますが、特に国会にはおられますので、今の岡田議員の思いを国会議員の先生には伝えてですね、してほしいと。

それから、町長会というのは、いろんな施策の中で、皆さんの合意の下でやっていこうということで、政府に陳情しようという予算とか、そういういろんな分野に多岐にわたってやっております。特に少子高齢化、こども家庭庁にも言うていこうと。

いつも井手議員が言われる、学校給食の問題も含めてですね、いろんな諸問題、地域の町村の問題を取り上げて、国に陳情しようという組織でありますので、少し、岡田議員が言われて

るのちょっと違うかなと思っております。

そういうことで、やはり私としては、立場は立場としてきちっと整理をしながら、国に言うべきこと、県に言うべきことは当然言わなきゃいけない。予算に関してはですね。

そういう信条で今後もやっていきたいし、特に何度も言いますように、今の、この大軍拡が町民に与える影響、ですね、これ、この言葉自体が何となく私としては、共産党さんの威圧に感じるようなですね、今、先ほど自衛隊も憲法でまだ軍隊としても認められておりません、ね。だから日本には軍隊はないんじゃないですかね。

それを、さも「大軍拡」って言うことは、日本に軍隊があって、それを拡大していきよるならまだ一、まだ自衛隊は、少なくともまだ憲法ですよ、御存じのとおり、承認されていないやないですか。

それを、この言葉尻だけ「大軍拡」というとですね、何かもう、今にもですね、というような感じで受け取れますので、やっぱり言葉というのは大切だなというふうに感じております。

以上です。

## 議長（白石雄二）

岡田議員。

## 8番（岡田選子）

私どもは軍事費と言ってますけど、国のほうは防衛費ということなんで、その辺も違うんですけど。

やっぱりですね、今度、5兆円、倍にするんですよ、今まで5兆円だったのが11兆円という倍に予算をすると、その財源もろくに分からない示さないまま、もうそれ決めて、それであっちから出しこっちから引っ張り出しっていう、もう今回意見書も私上げさせていただきますけど、財源確保法ですね、本当にそれも、今まではそういう軍事には使わないと。国債は使わない建設国債を使わないって言ってたのは、もう、それも閣議決定で、なし崩しのにもう使っていていいと、いうふうになって。

本当にですね、誰もこの議場にいる誰も戦争したいと思ってる方、本当に国民も誰もいないと思うんですよ。なんですけど、けど、政府のやってることを冷静に見ると、まるでこれは戦争をする準備をしてるんじゃないのと、思わざる得ない状況になるんです。

それを分析するとね、それをやっぱり古賀誠さんとか、やっぱり河野洋平さんたちが、「これだけ方向転換するならきちっと国民に外交努力をここまでしたけれど、駄目だったんで軍事費を強化して、抑止力を高めるんだというふうな、きちっと国民に説明する責任がある。」、それを言ってるんですよ、

説明もせずにですよ。閣議決定で決めてしまって、国民は仕方なく。それで、消費税これからまた幾らまで上げられるのかも分からない。国保税また上がるんかと、後期高齢者医療もまた上がる、年金は下げられると。

これじゃあね、やっぱり私は政府としての責任を果たしてない、岸田政権は果たしてないなというふうに思っています。



それでその5兆円あったらですね、もう、軍事費に使わないで、福祉や教育に使えばどれだけのことができるかということをおもうわけですよ。

町長がいつも私たちが学校給食の無償化ね、国がやってくれたらいいって言われるじゃないですか。全国で学校給食、小・中学校無償にしたら、5000億円でしたっけ、5000億円あったらできるんですよ、1兆要らないんですよ。

それで5兆円あったらですね、もう大学・大学院・専門学校・高校・私立全部の授業料、ただにできるんですよ全国、無償にできるんです。

そのお金を、いろいろな国際情勢の、北朝鮮、ロシア、中国、いろいろありますけど、やはり戦争をしない。しないための努力をまずやってから、やってからですよ。

外交努力がなかなかない中、先にこの軍事費を決めてしまったと、いうことに対してやっぱり国民がすごく、ちょっと今の政権大丈夫なのっていう不安。それで、いろんな、共産党だけじゃないですよ。いろんなそういう心配されてる方が、国会前などに行っているいろいろな運動をされてるっていう、だろうと思うんです。

それで、ぜひですね、町長には、こういう共産党が言ってるだけじゃなくて、もう本当に今の日本の状況を憂いてる、いっぱいいますよ。大学教授とかですね、東大の元教授の上野さんや、法政大学の元教授の田中優子さんとかもいっぱいいますよ。そういう先生たちが。

だから、本当に今の政権に対してやっぱおかしいときはおかしいという声を、町長には上げていく勇気をね、勇気というか、持っていただかないと、もう大本営発表の政府の言いなりじゃね。国民の命は守れません。本当に。

何のために、自衛隊の強靱化するんですか、地下に埋めるんですか、自衛隊だけ残って、住民はいいんですか、死んでも、自衛隊の基地だけ司令部だけ残るんですよ。そのあと周りは焼け野原ですよ。

だから、そういうことがもう現実になりうる状況に今なってるっていうことを、私たちは政治に携わる者として、少し、緊張感を持ってですね、政府のやり方を冷静に判断していくことが今必要じゃないかなと思います。

思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、ちょっと井手さんがまだ何か言いたそうなんで、井手さんと代わります。

## 議長（白石雄二）

井手議員。

## 9番（井手幸子）

ちょっとこの問題についてはちょっと私も一言触れさせていただきたいんですけど。質問っていうよりは答弁は要りませんので。

今、町長が言われたように、誰も戦争をしたいと思ってる人は1人もいませんね。いませんけど、今の憲法の中で、もちろん攻撃をされたら国民を守るために反撃をするけど、先制攻撃っていうのが、アメリカが「中国が危ないぞ」って、「おかしいぞ」って言ったら、やられる前に攻撃をするっていうので、もうこれは明らかに憲法違反です。

今ちょっと岡田議員も言われましたけど、自衛隊基地の強靱化、芦屋基地も入っています。九州の自衛隊基地も全県がいろんな予算でこの軍事予算で追加されてます。それは、核戦争に向けて、今言われたように、自衛隊司令部を地下に置こうっていう計画なんですよ。

本当に、沖縄ね。この間不当判決、デニー県知事も言われたけど。「闘っていくぞ、沖縄を決して捨て石にはしないぞ」という決意を述べられておりますけれど。

まずですね、軍事費を増額をして何をするかって言ったら、長距離ミサイルを買う。ミサイルを買うんです。保持しないって、憲法9条2項にあるのに、ミサイル買う。それを乗せる搭載機を買うっていうような内容です。

そして、沖縄をはじめ、鹿児島、南西諸島ですね。そこには、結局アメリカは日本の自衛隊と一緒に戦争をするっていうことを目指していますので、日本の自衛隊の基地の中に、米軍の弾薬庫を、日本の国民の税金を使って新設をする。

これはもう、長崎は佐世保ですね。水陸機動隊とか。佐賀はオスプレイがあります。福岡の築城も米軍のための施設を皆さんの税金で建てる。そして宮崎の新田原、米軍の弾薬庫を造るとか。鹿児島は、米軍機の空中給油機訓練ですね。非常に危ないと言われている。これをやるとか。

そういうふうに、誰も戦争は望んでない。

基本的には、国連法にもありますけど、何かトラブルがあったら対応していきなさいって、武器対武器ではもうとんでもないことになるんで、それがやっぱり基本と、私たちが考えておりますので、町長個人的にはね、言えない、ては言われましたけれども、そういう現実があるっていうことをちょっと一言述べて、私は終わります。

## 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

本当に大変な予算が使われるので、この予算の財源が示されていないんですよ。

ということは先ほど、4つ示しましたけど、国民負担が来るの間違いないんです、これを実行しようとする。だからそのことに対してはですね、これからの福祉の分野の課長さん、やっぱり教育分野の課長さんですね、いろんなところでやっぱり、削られたり負担が増えたり、国保が増えたり先ほど申しましたけど、そういうことになるわけなので、そのときにですね、安易に国が決めてるんだからしょうがないですよっていう姿勢じゃなくてね、これではもう本当に、国民、住民は暮らしていけませんよという住民の立場に立ってですね。

少しか、町でここまでは、国のやり方を守ろうと、住民を守ろうという、施策というかね、それを、町独自の施策ですね、そういうものも考えていただくということがこれから、もしかしたら物すごく求められてくるんじゃないかというふうに思います。

そのことに対して、やっぱり町長がそういう姿勢でこれから町政を運営していただかないと、国民はますます大変になってしまいます。

岸田政権の政策では、国民負担を増やすという計画はもう既に述べられて骨太の方針でも述

べられておりますからね。1兆円増やすということですから、その辺に対してきっちり町独自の施策も考えていっていただけるという姿勢に立っていただけるかどうか、確認させていただきたいと思います。

#### 議 長（白石雄二）

町長。

#### 町 長（美浦喜明）

岡田議員の云々くんぬんの話としては、意見として聞いておきますけど、町政に限っては、全力で議員の皆さんと力を合わせて、水巻町の発展、水巻町の町民の安心・安全のまちづくり、これは揺るぎないと思っておりますので。

ただ国政においては何回も言いますように、岸田政権あるいはいろんな方の名前を挙げられて言われておりますけど、これは日本という国は民主主義ですからいろんな御意見、いろんな政党がある。だからそれは私は尊重しなくちゃいけない。尊重する中でですね、やっぱり、選挙で国政選挙で決められた方たちが、国防、外交ですね。そして、やはり世界の中で、日本も外交努力は私は北朝鮮もやってると思っておりますよ。中国にも、ロシアにもね。ただ、相手方がですね。あまりにもですね、聞き入れないところがこの頃多いんじゃないかなと。特にロシア、中国、北朝鮮ですね、そういう、何も理屈が通らないようなところに、あなたたちが外交外交といったところですね、ある程度やはり専守防衛もしていけないといけないというふうに思っておりますし、今後、少なくともこの国防の予算が増えたからといって、水巻町がどうのこうのというような話にはならないと。

私は水巻町は水巻町としてきちっと予算を取ってですね、町民の皆さんの安心・安全のですね、まちづくりに、何回も言いますように、議員の皆さんとともに歩んでいきたい、そのように考えております。

本当は7分間何か言っていってもいいんですけど、岡田議員がまだ言いたそうやからやめときます。

#### 議 長（白石雄二）

岡田議員。

#### 8 番（岡田選子）

これからじわじわと来ると思います。

43兆円ですよ。倍ですよ。どうやって5兆円どこから出すんですか。国債赤字国債ばかり発行してるのに。コロナでもですね。どっかで負担をかけるしかない。あるものを削っていくとかですね。軍事費だけは聖域化されるわけですから。

それで、財政課長にお聞きしますけど、今まで財政調整基金ですよ。財政調整基金も、国の指導はためていきなさいと。

何ですか、予算の何%ですか。剰余金の何%積み立てなさいということがあったかと思うん

ですが、今、そういう指導がなくなってるんじゃないですか。

財調は使って、どんどん使いなさいと、ためるなという方向になってるんじゃないですか。

**議長（白石雄二）**

はい、蔵元課長。

**財政課長（蔵元竜治）**

岡田議員の質問にお答えいたします。

財政調整基金はですね、あまり積むなという、強い指導ではないんですけど、そういった意見を県とかからいただいたりします。

今、現金で25億ほど財調ありますけども、財政調整基金はそもそも、年度間の財源の調整だとか、一番大きなのはやはり著しい経済状況が悪化して、収入、見込んでた税ですね。そういったもの。当然、経済が全国的に悪化すれば、国税も減ってきます。そうした場合、交付税の財源は、所得税、法人税、たばこ税、酒税といったものなんで、そちらのほう落ちてくれば、国からの交付税も減ってくる可能性がある。そういったときに、財政調整基金を取り崩す。

次に大きなのが、大規模災害が起きたときの土木工事に関する経費。こういったときに取崩しをするというふうに、うちの財政基金の条例で定めておりますので、そういったことで取崩しは考えております。

どれほど積んだらいいのかということですが、大体標準財政規模の20%から30%と、私も財政課としては考えております。標準財政規模が62億ですので、20%なら12億、30%であれば18億ほどはですね、町の規模から考えて確保しておきたいと。できれば20億は持っておきたいというふうには考えております。

答弁これでよろしいでしょうか。以上です。

**議長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8番（岡田選子）**

ですからね、財調もね、今まではためろためろと言ってたのがね、もう何ですかね、臨財債でもう返すこともできなくなってきてるしですね。国のほうが、やはり財政が回らなくなってるんですよ。

本当は財政を増やすための内部留保とか、先ほど、企業で530兆円ですか、内部留保がもう本当にここ数年間でも何兆円、何十兆円っていうわけで、大企業のお金は増え続けてですね。それで、そのお金が賃金に回らずに、社会に回らずに、投資にばかり向かって、株主にばかりお金が行ってるという。でもそこにはなかなか今の政府では切り込めないですよ。

やっぱり、いろんな献金をいただけてますしですね。経団連とか大きな企業からの応援いただいているので、なかなかはっきり——。そこに切り込んでいただくと、日本の経済は本当に回っていくんじゃないかなと思うんですけども、そこに手が届かないようなことでありますんで、

日本共産党は、数が少ない中ですね、一生懸命、国会では頑張っております。

それで、今財調を20億はためておきたいということで、今25億あるということなんですけれども、今後ですね、私ども日本共産党は、財政調整基金については、必要なときに、きっちり、大規模災害のときは大規模指定みたいなものがあるじゃないですか。それで国からまた別なお金が、交付金が下りてきたりしますので、やはり大変なときにはそのお金を住民のために使うという姿勢はね、必要だと思うんですよ。

ですから、これからどんな負担が来るかもしれないけど、そのときに国の悪政をストップする自治体の役割として、財調は使っていただきたいということをお願いしておきますけど。

課長どうですか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**財政課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。

財政的な、一般財源等が余裕があるとき、または国の補助があるときにはですね、そういった有効な国や県の補助金、交付金を活用して、事業を実施してまいります。一般財源が足りないときですね。

令和5年度の予算につきましては、年度当初3億円不足するので、3億円財政調整基金から入れて予算を編成しました。で、今ちょうどやっております、非課税世帯には、国がですね、経済対策で3万円、物価高騰対策として給付しておりますが、それ以外、町が独自でやってる、今まさしく受付をやっているんですけども、2万円ですね。国の制度で給付を受けなかった世帯に対しては、町民各世帯に2万円ですけども、補正予算を組ませていただいて、そのとき財源が不足しましたので、1億円、財政調整基金を取り崩しております。

決算でどうなってくるか分かりませんが、1億8000万円かかった経費のうち8000万円は、コロナの臨時交付金を使って、残り不足する分を財調から取り崩したというような感じですね。

当然、私の一存で財政調整基金を取り崩したりということはできませんので、当然、政策会議等を通してですね、どういった対応をしていくのかというのを決めておりますので、今後もそのような姿勢で臨みたいと思います。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8番（岡田選子）**

今日、国政の問題ということじゃなくてですね、もう水巻町民の命と財産をどう守るかということですので、議論をさせていただきました。

それで、やはりですね、町長のやっぱり、今の立場上の発言というのは、大変重要になってくると思いますので、しっかりですね、支援されている政権かもしれませんが、そこはですね、やっぱりおかしいことはおかしい、駄目なことは駄目ということをしっかり言っていただきたいということをね、国民の立場で言っていただきたいということをお願いして、終わります。ありがとうございます。

**議 長（白石雄二）**

以上で、3番、日本共産党の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後2時30分 散会